

令和2年第6回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月10日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
7番 関 口 雅 敬 君	9
4番 岩 田 務 君	15
5番 村 田 徹 也 君	20
3番 野 原 隆 男 君	26
8番 大 島 瑠美子 君	29
9番 新 井 利 朗 君	34
○町長提出議案の報告及び一括上程	37
○議案第72号の説明、質疑、討論、採決	38
・議案第72号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第73号の説明、質疑、討論、採決	39
・議案第73号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第74号の説明、質疑、討論、採決	40
・議案第74号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第75号の説明、質疑、討論、採決	42
・議案第75号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第76号の説明、質疑、討論、採決	43
・議案第76号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第77号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第77号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算(第8号)	
○議案第78号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第78号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	

○議案第79号の説明、質疑、討論、採決	5 1
・議案第79号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第80号の説明、質疑、討論、採決	5 2
・議案第80号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
・請願第1号 医療ケアを含む障害者福祉行政の充実及び福祉施設設置に関する 請願書	
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
・発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書	
○議員派遣の件	5 8
○議会運営委員会及び経済観光常任委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調 査の件	5 8
○字句の整理	5 8
○閉会について	5 9
○町長挨拶	5 9
○閉 会	5 9

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第136号

令和2年第6回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年12月4日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和2年12月10日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

令和2年第6回長瀬町議会定例会 第1日

令和2年12月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

3番 野 原 隆 男 君

8番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第72号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第73号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第74号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第75号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第76号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第77号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第78号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第79号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第80号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会及び経済観光常任委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	板谷定美君	2番	井上悟史君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君	10番	染野光谷君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	大栗徹君	会管者兼計 理務会計長	相馬孝好君
町民課長	福嶋俊晴君	健康福祉課長	中畝康雄君
産業観光課長	玉川真君	建設課長	若林智君
教育次長	内田千栄子君		

事務局職員出席者

事務局長	野口晃	書記	石川正木
------	-----	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(野口健二君) 皆さん、おはようございます。

今日は、令和2年第6回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(野口健二君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由に願います。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(野口健二君) 本定例会において、本日の議会に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(野口健二君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和2年8月から10月に係る現金出納検査及び令和2年度定期監査の結果報告を受けておりますので、その写しを皆さんのお手元に配付してありますので、ご了承願います。

10月8日に、当町の全員協議会室で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、副議長、岩田務君と出席しました。

10月30日、皆野町役場で「ちちぶ定住自立圏促進委員会」が開催され、出席しました。

11月2日、東秩父村役場で「秩父町村議員クラブ代表者会議」が開催され、出席しました。

11月11日、秩父地方庁舎で「秩父地域議員連盟第2回役員会」が開催され、副議長、岩田務君と出席いたしました。同日、皆野町文化会館で「優良従業員表彰」が開催され、出席しました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告をお願いいたします。

9番、新井利朗議員。

○9番(新井利朗君) 皆さん、おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会が先日ありました。それに関しましてご報告させていただきます。

まず、11月10日、全員協議会がありました。これは、11月17日に行われます定例会の管理者提出議案についての概要説明です。それから、議会運営についてのお話がありました。

続きまして、11月17日、これは定例議会が終わりましてから、もう一回全員協議会があったのですが、そのときに議会改革調査研究特別委員会中間報告というのに基づきましてお話がありました。それで、ちょうど広域組合が発足してから、今年度50年を迎えたということから、いろんなことを検討していこうというふうなことでありました。そしてまず、ほかにも検討中でありませけれども、いろいろと広域クリーンセンターでは、会場がちょうど非常に偏っているところで交通の便も悪いというところから、秩父市議会議場をお借りしてさせていただくことはどうだろうかということで、約半年間いろいろ何回か話し合いをして進めてきて、令和3年2月定例会から秩父市議会の議場をお借りして、広域市町村圏組合議会を開催するということが取りあえず決まりました。

それから、水道事業が加わりまして、大分いろいろと質問事項、また説明事項が多くなりましたので、2月の定例会の会期日数を複数日設けようというふうなことも決まりました。

それと11月17日、定例会が行われまして、秩父市側から8名、それから各町から2名ずつ、4か所で8名、16名の出席議員で会議が開かれております。内容につきましては、例月出納検査の監査委員報告、それから議会改革調査研究特別委員会の中間報告、それから管理者議案提出ということで、7件の議案の説明がありました。

広域組合一般会計の歳入歳出決算認定について、それからコロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、作業に従事する広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例ということで、これは消防署員、救急隊員が直接その患者に立ち会って救助されたときの手当が少し加算されるということでございます。

それから、一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、それと火災予防条例の一部を改正する条例、それから水道事業給水条例の一部を改正する条例、続いて令和2年度一般会計補正予算、それと広域市町村圏組合水道事業会計補正予算ということで、いずれも起立多数、または総員起立で可決されております。

今、秩父広域市町村圏組合の全人口が9万七、八千人というふうな状況になってきたところなのですが、引き続き安心して生活が進められるように努めていきたいというところでもございました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議会議員から組合会議の報告をお願いいたします。野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 皆さん、おはようございます。それでは早速、皆野・長瀬下水道組合に関する報告をいたします。

令和2年第2回皆野・長瀬下水道組合議会定例会が令和2年9月24日に行われ、岩田務議員と井上悟史議員、板谷定美議員とともに出席いたしました。

8議案の提出議案がございまして、全て原案どおり承認及び認定、可決いたしました。

内訳といたしましては、専決処分の承認案件2件と令和元年度歳入歳出決算認定案3件、令和2年度補正予算案件3件でございます。

続きまして、令和2年第1回皆野・長瀬下水道組合議会臨時会が令和2年11月24日に行われ、岩田務議員、井上悟史議員、板谷定美議員とともに出席いたしました。

提出議案は、皆野・長瀬下水道組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の1件です。原案どおり可決いたしました。

以上で、皆野・長瀬下水道組合の報告とさせていただきます。

○議長（野口健二君） 以上で、諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

紅葉に染まっていた秩父の山々も落ち葉の舞う季節となり、寒さも本格的になってまいりました。本日ここに、令和2年第6回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご出席を賜り開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。

冬の訪れを前に、日本全国で新型コロナウイルスの新規感染者が増大しております。11月に入り、県内においても新規感染者が多数確認されており、町内でも数名の新規感染者が確認されている状況でございます。このような状況を踏まえ、当町では先日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、警戒を強めているところでございます。

世界的にはワクチン開発が進んでおり、早期に接種できることを期待しているところでございますが、実際に接種できるのは来年以降になると言われております。町民の皆様には、現在の状況を過度に恐れることなく、マスクの着用、手指の消毒、3密の回避などの新しい生活様式を実践し、感染予防対策を徹底し、社会経済活動に取り組んでいただきますよう、お願いをしてみたいと存じます。

町といたしましても、町民の皆様の健康と暮らしを守るため、今後とも対策を講じてまいる所存でございます。議員の皆様におかれましても、町民の安心安全のため、さらなるご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症関連の暗いニュースではなく、1つ長瀬町にとって大変嬉しいニュースがございましたので、報告をいたします。年々減少してまいりました人口が、11月に6名増加となりました。これも、ここ数年取り組んでまいりました移住定住施策、子育て支援施策等が実を結んだ結果であると思っております。この結果に甘えることなく、今後もより一層の地域活性化が図れるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

さて、ここで9月定例会以降における主な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月5日に、町職員を対象とした避難所設営訓練を実施いたしました。令和元年東日本台風で生じた避難所運営上の課題を踏まえ、避難所内での新型コロナウイルス感染症対策のために注意すべき点や、パーティション等資機材の使用法、受付手順などの確認を行いました。

10月25日、毎年、冬の火災シーズンを前に実施しております消防団特別点検を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、例年と異なり消防団員によるポンプ操法や放水演習等は行わず、部隊点検及び器具点検と表彰式のみの実施となりましたが、消防団員のきびきびとした姿を見て、改めてふだん

のご努力に敬意を表した次第でございます。

11月6日に、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり各種委員等に就かれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方、また多額の寄附をお寄せいただいた方など、12名の方を表彰させていただきました。

次に、企画財政課関係について申し上げます。

10月29日に、オリンピック聖火リレーのリハーサルが行われました。実際にライン下りに乗船して、当日のスケジュール等を確認いたしました。リハーサルでの反省点等を踏まえ、来年の聖火リレー当日には、多くの町民の皆様に御覧いただけますよう準備を進めてまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

例年10月に開催しております長瀬町敬老会・高齢者の集いにつきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、式典等の開催を中止し、今年度は慶事該当者、個人のお祝い339名、結婚のお祝い35組に記念品の贈呈を行いました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の一部改正案5件、補正予算案4件、合わせて9議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。いずれも町政進展のための重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名いたします。

1番 板谷定美君

2番 井上悟史君

3番 野原隆男君

以上の3名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から11日までの2日間に決定しました。



◎町政に対する一般質問

○議長（野口健二君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧表の順に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言して議事の進行にご協力をお願いいたしまして、特にお願い申し上げます。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

○7番（関口雅敬君） 最初に、誘客多角化等事業の実施について町長に伺います。

冬の到来とともに、インフルエンザウイルスと新型コロナウイルス感染が広がりを見せています。当町で、岩畳を中心に誘客多角化事業を予定していますが、この時期に実施しているのかと気がかりです。新型コロナウイルス感染症で当町からクラスターが発生した場合、観光地としてのイメージダウンにつながり、その後の経営に不安を感じるので、実施を見合わせてほしいという声も聞こえているのです。

そこで、なぜこの時期に実施するのか、その理由と新型コロナウイルス感染症を発生させないためにどのような対策を行うのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の誘客多角化等事業の実施についてでございますが、多分関口議員もネットを御覧になっていると思いますけれども、国内のあらゆるまち等で取り組む事業であり、長瀬町と同じような事業を実施するところもあるようでございます。

この事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響による従来の生活様式からの変化が急速に進んでおり、新たな生活様式に沿ったスタイルに対応した観光イベント、観光資源をより安全で集客力の高いものへ磨き上げるために実施する実証事業であり、また魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査、検証を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から感染拡大予防ガイドラインを作成し、新しい生活様式を実践するもので、コロナ禍でもどのような対策を行えば安心して観光が楽しめるかを検証する事業でもございます。当然様々な考えの方がいるとは存じ上げますが、国の事業であることから、観光地の長瀬といたしましては、この事業に参加しないことのほうがおかしいのではないかと考えております。

感染予防策といたしまして、感染拡大予防ガイドラインを遵守し、スマートフォンをお持ちの方には、国の新型コロナウイルス確認アプリのCOCOAの登録をしていただき、スマートフォンをお持ちでない

方や対応が難しい方には、参加者健康確認チェックリストの記入、提出を求めた上で、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保等を徹底させ、場所場所で係員からも直接呼びかけを行い、感染拡大の予防を行ってまいります。

当日ご協力をいただきます商店街の皆様には、事前に新型コロナウイルス対策講習会の受講をしていただき、感染拡大防止についての意識と知識の共有を図るとともに、当日はマスクやフェースシールドの着用、消毒等の徹底を図り、感染者が出ないように、また出さないよう最大限の注意を払って実施してまいります。今回の事業を行うことにより、コロナ禍でも対応できる新たな観光の実証を行い、よりよい観光地を目指してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、感染者を出さないことが第一で、感染拡大防止を図ることが重要なこととございます。これからは、ウィズコロナの時代となることが予想されますので、感染拡大防止を図りながら観光振興を図っていくことが、これからの観光地に課せられた課題だと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、再質問を行います。30分しかないから、早くやらないと時間が足りません。

では、再質問を行います。この光の長瀬事業は観光庁の補助事業で、誘客多角化実証事業2,000万円、これは私は承知しております。現在この長瀬町においては、学校の児童がコロナ感染検査で4日間も針のむしろに座っている状況で、陰性の結果が出たということは本当に喜ばしいことで、私もほっとしたところでございます。

また、町の最高会議であるこの議会は、感染対策予防で短縮会議ということだそうでございます。このような時期に、町がこんな事業をなぜ実施するのか、私は考えられません。

また、長瀬町観光協会がコロナ感染拡大防止のため、月の石もみじ公園のライトアップを中止する決定をしました。これは、私はすぐく観光協会は英断を下したと評価をしていました。それなのに、町はこの時期に泥縄的事業を強行する、この決定を何とも思わないのか。事業を実施する町の姿勢を恥ずかしくないのか、私ははっきり言ってあきれました。何を考えているのか。明日からの事業は、コロナ感染拡大防止のため延期すべきだと私は思います。

町内の各種団体も、事業やイベントを中止し、コロナ感染拡大防止のため、町内地域の経済などに関係してしまうことをおそれ、町民は考えての行動をしております。経済面では、開催間近の、私が細かく調べたのは11月の末でございました。その時点で、インターネット上には観光協会のホームページのみに広報があり、町のホームページやほかの広報はありませんでした。光の長瀬事業は2,000万円という多額な資金で、一晚3時間で4日間の開催をする。これは、この予算は1時間当たり約167万円かかるのだと計算上はなります。このお金は全額補助金とはいえ、費用対効果が非常に悪過ぎると私は思います。この税金は、将来子供や孫が払うことになり、もらえるからといって無駄遣いをしていいものではないと私は考えております。

今回この事業が観光長瀬のために行うのであれば、一定の集客がなければならないと思います。民間の企業であれば、2,000万円の投資で収支を考えます。今回のやり方は、コスト意識ゼロ、責任感ゼロに私は見えます。この事業終了後に、詳細な事業報告を出していただきたいと思います。再質問をお願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

今この時期になぜやるのかというご批判、これはいろいろあると思います。しかし、そうしたリスクを背負ってもやらなければならない事業ということもあるということもご承知おきいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、この事業はコロナ禍でもどのような対策を行えば、安心して観光が楽しめるのかを検証する国の事業でございます。感染の収束が見えない中で、これからはウィズコロナも見据えて観光地が生き残る道を模索するための事業であるとも言えるのではないかと思います。長瀬町が観光地であるということは、県内外でも知られているところでございます。なぜこの時期にという皆さんのご意見、これにつきましては、これは3月までにやらなければならないという期間限定の事業でございますし、今週になりまして長瀬町もコロナ感染者が増えたわけでございますけれども、そのような中で、もはや止めることもできないという状況の中で進めさせていただいたわけでございます。

当然私たちも、でき得れば先に延ばしたい、また中止したいという思いでございました。土曜日、5日の日でしたか、コロナの感染者が拡大しそうだという報告をいただき、7日の朝一で観光庁に連絡をいたしましたけれども、緊急事態宣言が出た、そのときには考えなければならないけれども、コロナ感染拡大の中では、これはやっていたかなければなりませんという報告をいただき、決断をしたわけでございます。そのようなこともご理解いただきたいと思います。また、この検証につきましては、しっかりとその後、皆様方にもご報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、今の答弁、国がやれと言ったら、では全てやる。国が、長瀬町がどうなってもいいと言ったら、それをやるのかどうか。子供たちが学校をあんな事態で、町長、臨時休業で休んでいるのです。その父兄も家庭も、あの4日間というのは本当に針のむしろに座っている状況、町長の決断で町民の財産と生命を守るのであれば、そんな観光庁にこれ返せばいいではないですか。もしクラスターがこれで発生したら国は全責任を取るのか、町民を見殺しにしてもいいのか。私は、これ強くなぜ声が大きくなるかということ、本当に子供たちのあの姿を見ても、先ほど言ったように観光協会は、もうかなり前ですよ、月の石もみじ公園をライトアップ中止にする決定したのは。いつからこんな降って湧いたようなこの事業を泥縄的に計画もないのにやるのか。もう一度、町長、町民を見殺しにするのかどうか、お聞きします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

国の言うことは全てやるのかというお話でございますけれども、心配だから学校も休校にしたわけでございます。その中でPCR検査を関係の子供さん、それから関係の皆様方の検査をしたわけでございます。その中で、もしこの中から陽性者が出た場合には、これはその限りではなかったと思います。ただ、皆さんが陰性だったということ、これならば大丈夫かなということで実施を決断したわけでございます。もし陽性者が出ましたときには、この限りではなかったということをしつかりとご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 次の質問に行くのだよね。

○議長（野口健二君） はい。

○7番（関口雅敬君） もう一回いい、駄目なら次に行きます。

○議長（野口健二君） 次の質問に行ってください。

○7番（関口雅敬君） はい。もう私は言われたとおりやりますから、国が特攻隊で行けと言えば特攻隊で行くし。

では、続いて2番目の質問は後に回して、3番目の質問に行きたいと思います。学校のいじめ対策について教育長にお伺いいたします。昨年度の児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、全国でいじめの認知件数が昨年度よりも7万件も増え、過去最高だという発表がありました。

町では、いじめ認知件数はどうだったのでしょうか。また、この対応について伺います。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 関口議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、11月に文部科学省から公表された令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におけるいじめの認知件数は、平成30年度の54万3,933件から令和元年度の61万2,496件と、6万8,563件の増加となっております。本調査における長瀬町立学校のいじめ認知件数は、平成30年度は小学校17件、中学校34件、令和元年度は小学校8件、中学校11件であり、小学校は9件減、中学校では23件減となっております。いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るとの認識の下、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義に基づき、いじめを漏れなく認知するとともに、組織で迅速にかつ適切に対応し、解消に努めなくてはなりません。

具体的な対応についてですが、教職員はいじめを発見したり、児童生徒からいじめに係る相談を受けたりした場合、校内の生徒指導委員会等の対策組織に報告することが義務づけられております。組織としての対応の流れは、初めに情報を集め組織で共有する。次に、指導、支援体制を組む。その次には、子供への指導、支援を行う。そして、保護者と連携するとなります。これらの対応については、町立学校3校全てにおいて、学校いじめ防止基本方針として作成してございます。また、この基本方針は、保護者や地域住民がその内容を確認できるよう、各学校のホームページへ掲載してございます。また、教育委員会においても、これらに沿った対応がなされるよう指導、助言及び支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、建前の本当に通り一辺倒の答弁、ありがとうございました。そんな答弁は、私は聞きたくありません。

この実数というのは、確実な数字なのかどうか。それと、平成13年にいじめ防止対策推進法が施行されてから、学校の先生はしっかりといじめの件数の把握を努力しているのだと思います。内容は、まずからかったり、悪口、文句、脅し文句だとか、いろいろ細かい話で、教育委員会からのこの黄色いピラで、いじめの定義だとかいろいろ書いてありますけれども、本人がいじめられたと感じたら、もういじめだという話でいけば、こんなに減ってくるのかなという感じがします。

再質問は具体的に聞きます。いじめられた子といじめた子が、まず仲直りで握手する。その後のケースが大事なのだと思うのです。いじめたほうの子はいいでしょう、握手すれば。先生に言われて握手して、いじめられた子というのは、心の中にずっと嫌な思いするのです。今問題は、学校はクラス替えができた

い状況であるから、そのほかに何かそういう具体的な対策をちょっと教育長も、そういうのは学校とのやり取りで知っているのでしょうから、ホームページに書いてあるとかなんとかではなくて、ここで教えてください。いじめられた子といじめた子が仲直りをした、この場面から教えてください。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

具体的にということですので、今議員のおっしゃられたように、一応表面上は仲直りをした。その後の対応ということです。それについては細かい配慮をしながら、朝晩、子供たちの様子、私だったらば特にその2人については、集中的に細かくいろんな面を見てやってきました。今、小中の担任も私と同じような対応をしていると思います。

それで、具体的には中学校には、さわやか相談員、そしてスクールカウンセラー、そして教育委員会にはS S W（スクールソーシャルワーカー）を配置して、その後の細かい相談に担任からの相談、また子供たちからの相談についても、丁寧に相談をしております。このいじめの解消については、議員のおっしゃられたとおり、本当に精神的な問題です。なかなか、一生続くお子さんもいると思います。また、すぐに解消するお子さんもいると思います。これは、ケース・バイ・ケースだと思います。だがしかし、重大事故にならないように、心配り、気配り、目配りをしながら、子供たちのケアに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 教育長、以前私がこの議場で教育次長にお願いしたケースが2点印象に残っているのは、1点目は小学生の子供が学校に行くと、同級生に臭いと言われるから学校に行きたくない。自分より下の子供はそういうことを言わないから、一緒に仲良く遊ぶ。その子が車ではねられたりなんなりしたので、しっかり守ってやってくれ、お風呂にもし家庭で入れないのだったら教育次長が連れて、女の子なのだから、一緒にどっかのお風呂へでも連れて行って、石けんで洗ってやって臭いを取ってやればという、そこまで言いました。

もう一つのケースは、自傷行為のある中学生でした。これは、私が踏み入れる場面にはなれないから話を聞いただけで、次長に絶対命を守ってくれと。その子が自傷行為、簡単なのだったらいいけれども、万が一になっては困ると、しっかり守ってくれという話をしたことがあります。

だから、今このいじめが7万件も増えていて、過去最高だというこの時期に、長瀬町にもいじめはあるのです、実際に。そういういじめがあったときに、いじめられたほうの指導は、私はあんまり聞かないけれども、いじめられた子には何か話があるようだけれども、その後のケアをどうにしていってもらえるのかどうか。私も何件か聞いています、子供の話。だから、今教育長が言うように、あとのケアしっかりできているような言い方あるのだけれども、しっかりそういう子供を守るように学校に強く言うておいてください、万が一の子が出たら困るから。教育長、最後をお願いします。手短でいいのです、時間がないから。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 関口委員の再々質問にお答えいたします。

いじめ対応のケアについてですけれども、これはケース・バイ・ケース、私はいつも学校にいじめ、不登校についての配慮をお願いします。毎月校長会議、教頭会議でお願いし、事実校内研修についても指導

主事等も出かけていって指導を重ねております。なかなかいじめの後のケアについては、議員もおっしゃるとおり難しい面もございます。ケース・バイ・ケースで細かく丁寧にケアを行っていきたいと思いますので、特に学校にも、これからもさらに指導を深めながら、長瀬町から悲しい事態にならないよう配慮してまいりたいと思います。皆様方にも、ご支援、ご協力をいただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 次、行きます。このスピードでは、本当にLPではなくて、昔の回転盤早くするようだね。3番目に今度移ります。

秩父地域キャッシュレス決済促進事業への参加について、町長に伺います。12月から長瀬町を除く秩父郡市内で、キャッシュレスキャンペーンが始まりました。長瀬町でキャッシュレス決済のできる商店は多くありますが、なぜこのキャッシュレスキャンペーンに参加しなかったのか、その判断に至った経緯と理由を伺います。

また、郡内から観光客を受け入れる観光地として、事業所がキャッシュレス決済に対応できることが重要だと思います。このことについて考えを伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、この事業に参加しなかった経緯と理由につきましてお答えをいたします。今回のキャンペーンにつきましては、秩父市が7月に単独で行ったキャッシュレス決済のポイント還元事業を基に、秩父地域でも可能な範囲で予算の確保をお願いしたいとの案内が、町担当者宛てに届いたことが始まりでございます。この事業について担当部署へ問い合わせたところ、町の負担金は2,000万円をお願いしたいとのことであり、内容についてはキャンペーン事業者から説明をさせるとのことでもございました。

長瀬町は秩父郡の一番端に位置することから、住民の方は仕事や買物に出かける場合は、秩父方面ばかりではなく、寄居町や深谷、熊谷市方面等に行かれる方も多いことや、既に町内需要喚起推進事業の商品券を発行する準備中であったこと、また2,000万円の負担に対して効果が少ないと判断をいたしまして、このキャンペーンには参加いたしませんでした。

2つ目のご質問の観光地としてキャッシュレス決済への対応についてでございますが、キャッシュレス決済につきましては、多くの方が利用されていることは存じ上げておりますが、報道でもありますように不正利用や詐欺等の問題などで、クレジットカードや各種ペイ等を含めたキャッシュレス決済では、セキュリティの信頼性や個人情報の問題などで抵抗を感じている方もまだまだ多くいるようでございます。しかし、経済産業省ではキャッシュレスビジョンを2018年に発表し、キャッシュレス社会の実現に向けた動きが活発化しております。

今後、さらにセキュリティ対策や個人情報の保護などがある程度確立し、より安全な決済ができるようになると思いますので、そのような時期になりましたら、導入する場合はどのような方法で導入していくのか、また導入しないのかも含めまして、商工会や観光協会など、関係者と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 関口議員、時間ですので。

○7番（関口雅敬君） 町長、さっき観光庁のは……

- 議長（野口健二君） 時間ですよ、時間。
 - 7番（関口雅敬君） では、いいよ。
-

○議長（野口健二君） 次に、4番、岩田務議員の質問を許します。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。人口減少抑制対策等について、企画財政課長にお伺いします。

平成24年3月議会での定住促進についての質問を皮切りにし、人口減少抑制対策や定住促進対策について、今回を入れて5回ほど一般質問をしてみました。その中では、第4次長瀬町総合振興計画に沿った雇用の確保促進や、暮らしやすく子育てしやすい環境の整備が必要であること、若い世代が定住する魅力のあるまちづくりを目指すことなどの指針に従い、施策を進めているかなどをただしてまいりました。

現在、第5次長瀬町総合振興計画に沿い、子育て支援、移住支援などの定住促進事業や、人口減少抑制対策事業を進めているところかと思いますが、それぞれの施策の効果について、分析結果を伺います。また、その結果を基に来年度予算にどう生かしていくのか、伺います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

当町では、第5次長瀬町総合振興計画に掲げているとおり、今後も人口が減少していくことを前提としながらも、その減少率を最少に抑え、急激な人口減少に歯止めをかけることを目指して子育て支援事業や、移住定住促進事業など、人口減少対策に係る施策に取り組んでおります。

子育て支援につきましては、多世代ふれ愛ベース長瀬における各種イベントや、保健師による家庭訪問といった顔の見える子育て支援を中心に、こども医療費支給事業や子育て支援金支給事業などの負担軽減策、公園整備などの環境改善策を行うことで、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めております。また、教育分野におきましても、教員によるきめ細やかな指導をベースに、外国語指導助手の派遣、中学生学力アップ教室の実施、小中学校入学祝金支給事業や電車通学費補助事業など、教育環境の充実に努めております。

これらの施策の評価指標の一つとして、合計特殊出生率がありますが、平成30年は0.96となっており、県内平均よりも低い状況が続いております。一方で、転出入を年齢層別に見ますと、年少人口はここ数年、転入超過となっており、一定の効果を得ていると捉えております。実施している施策は、他の自治体と比べても遜色ない内容ですので、情報をより分かりやすく町内外に発信し、長瀬町が安心して子育てできる町であることを伝えていくことが重要だと考えております。

移住定住の促進につきましては、住宅取得奨励補助金が過去5年で82件、237人の人口維持に寄与しております。令和元年度における転入転出の差はプラス3人となっており、人口の流出に一定の歯止めがかかっていると考えられます。一方で、体験ツアーを実施してきた移住プロモーション事業は、多くの方にご参加いただきおおむねご好評をいただいておりますが、すぐに移住に結びつくというケースが少なかったことから、今年度は手法を見直し、職員による個別ツアーを実施しております。来年度予算に向けて、情報発信の在り方検討や個別ツアーなど、移住相談業務の中で見えてきた課題の整理を進め、より効果的な施策となるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきましたけれども、今の答弁ですと大分抽象的というか、具体的な数字がなかなか出てこなかったのかなと思いますが、私は長瀬町では平成24年頃から現在にかけて、定住促進や子育て支援事業など様々な施策が施されてきたと思っております。もちろん私たちもその恩恵を受けながら、この町で暮らしているわけでございます。そのような中、やはりこれだけの施策をやってきたからには、それに対する評価をしていかなければなりません。今回は、それらについてどこまで分析して、来年度の予算編成に生かされていくのかということを考えて質問をしております。

まず、人口減少の抑制についてですが、平成29年度の県の資料を見ると、長瀬町の婚姻率は2.4%で最下位となっております。また、第2期長瀬町子ども・子育て支援事業計画の中にある埼玉県保健統計年報を見ますと、長瀬町の婚姻数は平成26年23件、27年16件、28年と29年が17件、30年が20件となっており、ほぼ横ばいです。年間おおよそ20組程度しか結婚する方がいなければ、1人目が生まれる子供の数も必然的に20人以下と考えられます。しかしながら、逆に言えば結婚する方を増やすことで、子供の数を増やすことにもつながると言えるのではないのでしょうか。先ほどの答弁の中では、婚姻について全く触れられていなかったようでしたので、あまり意識していないのでしょうか。

今回、私が調べていく中で思ったのですが、長瀬町の行政報告書の届出時件数を見ますと、平成6年前後の平均婚姻数は140件でしたが、平成30年前後の平均数は83件と4割程度減となっておりますが、町として届出時件数ではなく、実際の婚姻数というのは把握をしているのでしょうか。

まず、1点目の再質問ですが、先ほど例に挙げたように、ここ5年以内で比べていたのでは、少しずつ減っているので気づきにくいですが、行政報告書を基に30年前と比べると、人口は約25%減っている中で、婚姻数、結婚する方は約40%減っているわけです。もちろん高齢化等の関係もあると思いますが、やはり昔と違いお見合いや知り合いの紹介といったことも減っている中では、現代のニーズに合った結婚につながるような支援策をもっと本気で進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、長瀬で毎年、実際に何人の方が婚姻して定住しているのかという情報はご存じでしょうか。

次に、移住や定住について、私も今までに様々な提案をするために分析もしておりますが、長瀬町の子供たちは増えているのかを知るために、令和元年度生まれのゼロ歳児から平成17年度生まれの中学3年生までの15年間で、年度ごとの出生当時の人数と、その子供たちが令和元年度時点で何人になっているのかを比べてみました。例えば令和元年度時点では、小学校1年生の子供の人数は44人でした。そして、この子供たちが生まれた平成26年度の出生者数は36人でした。出生当時よりも8人増えております。このような計算方法で15年間で足し引きすると、61人増加という結果が出ます。この数字は、幼稚園、保育園に通っていない子もいるので正確ではありませんので、義務教育である小学生と中学生の子供の数だけで比較しますと、64人増加しておりました。さらに、これだけでは信憑性に欠ける部分もあると思いますので、近隣の自治体も同様に試算しました。義務教育の年代だけで試算すると、横瀬町はプラス・マイナス・ゼロ、皆野町はプラス2、小鹿野町はプラス19人となっております。

そもそも子供の数がほかの自治体と比べて少ない中で、長瀬町は出生時点よりも64人増えているという結果を見れば、移住施策、また子育て支援施策はよい結果が出ているのではないかと評価できると考えます。しかしながら、出生者数も考えながら分析をすると、横瀬町は10年程度前からほぼ横ばいですが、長瀬町を含めほかの自治体では、出生者数自体が右肩下がりで減り続けていることが、まず問題ではないかと言えます。ともあれ、移住者は増えていると言える中でも、今の話は私が長瀬町の統計等を基に分析し

た結果でありますので、これが確かな情報なのか、また事実であれば、なぜ出生時より増えているのかについて本当の理由が分からなければ、どこに力を入れていいのかわかりません。

2点目の再質問ですが、町として、この事業の効果がすばらしいので、次回も続けていきたいといった事業はどれなのか、現時点ではっきりと挙げられるものはございますでしょうか。

また、先ほどの答弁では具体的な数字は出てこなかったのですが、このような情報を持っているのか。また、今の話を聞いていかがお考えなのか、伺います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、結婚につながる施策にもっと取り組んだほうがよいのではないかと考えてございます。岩田議員おっしゃるとおり、結婚の数自体は減ってきております。本町では社会福祉協議会におきまして、いわゆるお見合い事業といいますか、そういったことを進めております。社会福祉協議会への支援ですとか、そういったものを通じて結婚の数が増加するよう努めていければと考えております。

また、町内で実際に、毎年何人が結婚して定住しているのかという具体的な数字を把握しているのかということですが、申し訳ございませんが、今現在正確な数字というものは持ち合わせておりません。

また、小中学生の人数で比較をされてのお話でございますけれども、私のほうでも年度ごとの年齢別の人数の増減というのを集計しておりまして、ちょっと直近の5年間だけになってしまうのですが、平成26年から今年度、令和2年の推移として、令和2年度時点でのゼロ歳児から14歳までの年齢はプラス59という数字になっております。ですので、岩田議員のおっしゃるとおり子供の数については、生まれたときよりも増えていると、転入が進んでいるというふうに捉えているところでございます。子供が増えているということは、当然その親の世代であります40代の数字も転入超過と見受けられるような数字になっております。

そういったことも踏まえまして、定住促進のための住宅取得奨励補助金、こちらについては5年ごとにこれまで見直しということでございますけれども、効果があるということで続けていこうという判断で今年度まで進めてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課につきましては、平成27年の国勢調査の婚姻率を調べましたところ、30から34歳の男性の未婚率が60.6%、女性は39.5%、35歳から39歳の男性の未婚率が42.6%、女性が24.7%というような結果が出ました。これを受けまして、平成30年の10月から埼玉県が男女の出会いの機会を提供しますSAITAMA出会いサポートセンター、こちらのほうは設立時から長瀬町のほうは加入していただいております。町民の場合は、この費用が安くなるというメリットがございます。

また、昨年度からは経済力に乏しい若い夫婦の新婚世帯を助成する結婚新生活支援事業、夫婦ともに34歳以下、夫婦の所得が340万円未満というものですが、これらの事業を開始しております。こちらにつきましては、今のところ利用する方がいないと。国のほうでも、ちょっと所得とか年齢要件が厳しいのではないかと。見直しされるというのは報道のとおりでございますので、今年度まだ時期がありますので、引き続き周知してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ご答弁をいただきましたけれども、はっきりとこれがよかったという、来年度もやりたいという事業についてのお答えはなかったのですが、次でいいのですけれども、結局のところ事業に対して費用をかけた結果が、これでよかったのかということが重要です。どの程度効果が出ているのかを説明できないようであれば、それは効果がなかったも同然と言えますし、改善や廃止をする必要もあると思います。

そして、事業を行うに当たっては、現状をしっかりと理解し、そのデータに基づき何をすればよいかを提案できなければなりません。出生者数はもちろん移住者数や定住者数など、関連する資料はそろっていないければなりませんし、ここ数年だけ比べるのではなく、過去を知り、現在で修復し、もっと先の未来を見据えた施策を展開しなければなりません。例えば福祉3医療費の推移を見ても、平成5年にはこども医療費は165万9,892円だったものが、令和元年には1,582万9,063円、ひとり親家庭等医療費は25万80円だったものが400万2,463円、重度心身障害者医療費は808万777円だったものが1,803万4,005円と、約30年前には合計で999万749円でしたが、現在は3,786万5,531円と増加しております。県などの補助金等で内容が充実されたことなどもあると思いますが、費用は30年間で約3.8倍、2,787万円増加しております。もちろん恩恵を受けている私も含めた子育て世帯の方にとってはありがたいことではありますが、例えばこれが町の政策的にどうなのかという部分も考えていかなければなりません。

先ほど住宅取得奨励補助金については詳細の説明がありましたので、こちらについて1点、再々質問をさせていただきます。PRについては、ホームページやパンフレットの配布などを行っているのかと思いますけれども、次に生かすために、この効果を知るためという部分では、どういう経緯でこの奨励補助金を知って移住するきっかけになったのか、そういったことのアンケートなどは取っているのか、こちらが1点。

2点目ですが、子育て支援のメニューの中に、お祝金として生まれる子供の1人目が3万円、2人目が5万円、3人目で10万円というものがありますが、こちらの施策についてはどのような影響があったかなど、分析はできているのか。

最後の再々質問になりますけれども、令和元年度時点での年代別の人口について少し調べてみました。これは90代であれば、90歳から99歳までの人数を見ます。100歳代が3人、90代が178人、80代は639人、70代が一番多くて1,181人、60代が1,147人、50代が940人、40代が915人、30代で一気に約40%減って542人、20代で498人なのですが、10代が616人と、ここで約20%増加します。そして、10歳未満が407人です。通常10代は、進学や就職で少なくなるのですが、結果を見ると飛び抜けて人数が多い年代となっております。こういった部分をさらに分析するものによっては、施策の効果なりが現れている可能性も考えられますが、こういう方向でこういう視点等で検証はしているのか。

以上の3点について質問をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 岩田議員の再々質問にお答えいたします。

すみません、先ほど答弁が漏れてしまったといいますか、きちんとお答えできていなかったようで、来年度これをやりたいというものが、今ははっきり言えるものがあるかということでございますけれども、来年度当初予算の話ですので、当然この後、議会の皆様にご承認をいただければという話が前提なのと、ま

さに今これから当初予算の編成作業を行うところですので、これをやりますという宣言はなかなかできないところではあるのですけれども、先ほどと同じですが、住宅取得奨励補助金につきましては、事業の効果ができていると考えておりますので、引き続き行うことがよいのではないかと考えております。

また、住宅取得奨励補助金の利用者の方にアンケートを取っているかということでございますけれども、直接その利用者の方を対象としたアンケートというのは、今行っていない状況でございます。少しずれるのですが、転入届を出された方に対して、任意でアンケートをお願いしている状況でございます。アンケートの項目の中に、その住宅取得奨励補助金も含めまして、移住定住に関する施策を知っているかどうかとか、利用されたかどうかとかというような項目を含めております。任意のアンケートで、移住と捉えられる件数というのがまだそこまで多くありませんので、分析ということまでは至っていないのですけれども、今後情報発信の在り方などに生かしていきたいと考えております。

また、年齢層ごとの人口の動きの分析についてでございますが、これも先ほどと重複してしまうのですけれども、私のほうで今数字を得ているのが直近5年というものになっております。10代に関しましては、岩田議員がおっしゃるとおり出生、生まれたときからの数で比べると増えているということが見受けられます。逆に、短大卒相当の年齢、19歳あたりからの10年間といいますか、の層につきましては、かなり転出が多いように見られる数字になっております。やはり就職ですとか進学を機に、町を出ていかれるというケースが多いのだろうということがその数字からは分かりますので、そういったところへの対策を打つと、あとは強みである年少人口の転入をさらに進めるということが大事かなというふうを考えているところです。

以上でございます。

○議長（野口健二君） はい、町長。

○町長（大澤タキ江君） まだ時間があるようですので、私のほうから岩田議員のご質問にお答えをちょっとさせていただきますと思います。

住宅取得事業、これは大分効果があるかなと私は思っているところでございます。その中で、現在長瀬町、空き家を探していらっしゃる方は結構いらっしゃいます。先日ちちぶエフエムで、長瀬の空き家状況について担当者と、あと秩父市の依田さんですか、2人の対談ございましたけれども、多分聴かれた方いらっしゃると思いますが、長瀬町で空き家をとという方たちが大分いるのだけれども、その空き家がなかなか見つからないという状況にあるというお話をお二方ともされておりました。それからまた、このコロナ禍の中で特に空き家を探して長瀬に移住したいという方、これが大変多くございます。ぜひ皆様方からもご協力をいただきながら、そうしたものがあつたときにはお話をいただければなと思っているところでございます。

それからあと、人口が20代、30代になるとがっつんと少なくなると。ただいま課長のほうからもお話ございましたけれども、この年代は町から出てよそで結婚されて、ご家庭を持たれるという方が結構多いわけでございますけれども、その方たちのまた子供さんが進学という時期になってまいりますと、町に戻ってきていただくというようなことが最近往々にして見受けられます。そうしたことが、またこの移住定住の住宅取得事業にも功を奏しているかなという思いがいたしております。出生は少ないけれども、学校を出るときになりますと幾らか人口が増えているという状況で、現在は推移しているところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、子育て支援金のご質問があったかと思しますので、そちらの件につきましてご答弁を申し上げます。

子育て支援金につきましては、平成30年度からそれまでの一律2万円から、議員おっしゃったとおり1子目3万円、2子目5万円、3子以降10万円に増額いたしました。昨年度は出生が少なかった中でも、昨年11人の支給でしたが、1子が3人、2子が3、第3子以降は5という形で、2子、3子目の方が多いというような状況が見受けられます。また、今年度も4月から11月まで、今後12月25日に11月分につきましては支給しますけれども、それを含めて21名対象がおります。今年度は3子目がちょっと少ないのですが、1子が8人、2子目が8人、3子以降は5人というような状況で利用をいただいているところでございます。

それと、放課後児童クラブの保育料につきましても、多子世帯保護者の負担軽減ということで、これも29年6月から18歳を1人目としてカウントするという形に変えまして、それまで以前は同時に入室している場合は2人目以降半額という形でしたが、18歳を1人目としてカウントし、2人目半額、3人目以降無料というような形にして、多子世帯の負担軽減を図っております。

それから、国勢調査の数字ばかり私申しますけれども、27年国勢調査の25から44歳の女性の就業率でございますが、79.4%という結果が出ておまして、県内では一番高い状況でございます。このため、放課後児童クラブの利用者も、子供が少ない中でも非常に利用者が多いということで、今年度は第一小学校の放課後児童クラブ室の拡張を実施いたしました。

それから、先ほど町長が話していたとおり、学校に入る前に戻ってくるような方もいらっしゃいますので、やはり出生は少なくとも学童の利用者は増えているというような状況が現実的にはあります。健康福祉課としましても、子育ての関係を支援しまして、2人目、3人目も産める、それから子育てするなら長瀬というような形で、ぜひ住んでいただきたいような少子化対策に現在も取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） では、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君の質問を許します。

○5番（村田徹也君） それでは、村田です。新型コロナウイルス感染症対策の状況について、町長に伺います。

新型コロナウイルスは、いつ収束するか計り知れない状況ですが、国の方針は感染予防することと、経済対策を回復させることの両輪に取り組んでいるようです。町では、国からの新型コロナウイルス対応地

方創生臨時交付金を感染症予防や地域経済の再生に取り組むことを目的として、各種事業を補正で予算化している状況と思われま。

そこで、補正予算における事業の執行状況と今後の見込み、執行された事業の成果、効果の状況と今後予定しているコロナ対策について伺います。

また、国で行っているG o T o キャンペーンの町の関わりとその効果をどのように受け止めているか伺います。

なお、この事業は多岐にわたりますので、一つ一つ答えていただくとそれだけで終わってしまうかなと、ということがありますので、分かっているものについては割愛してお願いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としている事業の執行状況でございますが、予算額1億9,989万4,000円に対しまして、11月25日現在の執行済額は4,279万5,000円、年度末までの執行見込額は1億4,768万3,000円となっており、執行見込割合は73.9%となっております。

これまでに執行しました事業の効果といたしましては、5月に支給しました学校臨時休業に伴う家計負担支援給付金に対して感謝のメールをいただいたり、全世帯に町内で利用できる商品券をお配りした町内事業者需要喚起事業に関して、今まで行ったことがなかった近所のお店に行ってみたという声をいただいております。決して十分な金額ではないと思いますが、可能な限り早く支給することや、町内での循環を生み出す工夫をすることで、成果が出ているものと考えております。また、今後の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、陽性者数の推移や国、県の動向を見極めながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために必要な施策を検討し、講じてまいります。

次に、G o T o キャンペーンの関わりと効果についてお答えいたします。G o T o トラベルでは、町内で宿泊対象施設に登録されている施設が10施設、地域共通クーポンの取扱店が65店ございます。G o T o イートでは、プレミアムつき食事券の取扱店が19店でございます。町では、これらの情報を掲載した観光ガイドマップの印刷費用として、観光協会に対して27万円を拠出して支給しております。G o T o キャンペーンの直接の効果は分かりかねますけれども、夏場以降、日によっては例年以上の観光客にお越しいただいているようでございます。

なお、G o T o 商店街につきましては、長瀬駅前商店会などの共催による事業が採択され、来年2月の開催に向けて準備を進めていると伺っております。今後も感染防止対策を徹底しながら、より多くの方に長瀬町に遊びに来ていただけるよう関係団体と連携をしてまいります。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 補正予算第1号から第4号までが主な国のコロナ対策の、要するに補助金という形で来ていると思います。町単独の事業は約2億円ぐらいというか、私も一応計算したのですが、時間がなから数字は述べませんけれども、国の直接のこれはやらなければいけないのだというふうな、例えば特別給付金とかそのようなものと、これ町単独だというのが非常に分かりにくいところがあります。例えば国でもひとり親世帯への助成とか、そういうのをやっている。町でも多分そのようなのをと思うのですが、これダブっているのか、国の事業かという見分けが非常につきにくいと。ですから、住民の皆さんにそこまでが浸透しているのかなという点がまず1点、非常に心配になります。

あと、国の事業については、特に大学生等についてアルバイトがなくなったので、その補助とか、例え

ば実数でいうと、町県民税払わなくていいという世帯については20万円来るとか、そうでないのは10万円大学生にとか。これ大学のほうで、それを多分広報したりしていると思うのだけれども、保護者としては分からないと、それを知らないという人も町内にいるのではないかなと、あとは生活困窮者についてというような点についても、国のほうで直接やっている事業があると思います。一覧表ありますけれども、そうするとそれについて町のほうで何らかの周知をしたほうがいいのではないかと。分からない、申請しないともらえないということがありますので、そのことについて、多分生活困窮者であるとか、休業中で給与をカットされているとか、そういう実数等について把握されているのかどうかという点が1点。

あと、それについてのそんなふうな申請すれば、支援金等、給付金等もらえるというふうなことについて、全部は広報には出ていませんので、それを改めて知らせると、1月末とか3月末までが多いようなので、ぜひそれができているのか、やるのかどうかという点について、大筋で伺いたいと思います。

なお、個別の事業についてお伺いします。まず、町内需要喚起推進事業、あそぶ！たべる！長瀬観光復興支援クーポン事業です。これ6月の補正で通ったところだと思うのですが、随分時間がかかりました、実際始まるのに。10月ぐらいだったのではないですか、ライン下りとか、ラフティングとか、カヌーとか、そんなふうな業者さんに券が配られたと。これについては、どうしてこんなに時間がかかったのかということ。

それから、この枚数、業者さんの枚数をどう設定したのか。例えばこれ全部では分からないです。ラフティング業界の人は100枚来たと、そうしたら業者さんは、自分のところの要するにホームページでこういうふうな事業がありますよというふうなことでうたったと、そうしたら知らないで来た人も、知って来た人もいます。予約を入れておいて、来たときにはもうそれがなくなっていたと、多分ラフティング業者さんは100枚だったように聞いています、私の知るところは。そうしたらお客さんが、ホームページでうたっているのではないかと、どうしてないのだというのが、予約した時点が前のほうだったから、要するに来たときには間に合わなかったと、もう出てしまったと。1か月で、二、三週間で全てなくなったということなのです。どういう見込みでそれを配ったのか、業者さんをどういうふうに分けて枚数をやったのかと。

それから、町内需要喚起推進事業、これ効果があったと、多分1世帯2,000円の商品券が出ました。これについては、これ全部調べたのではないです。他の町等では、プレミアム商品券の発行を多くがやっていると、何で長瀬町はこっちに持っていかなかったのだと。秩父市なんかで言えばプレミアム商品券で、ご存じだとは思いますが、大型店でも使えたと、例えば1万円ならば1万2,000円乗ってきたと。そうしたら1万円についてはどこでも使えと、2,000円については必ず地元の商店街の商店で使わなければならないので分かれたと。そうすると当町で考えてみると、どこまでが大型店か分かりませんが、幾つかそういうお店ありますよね、要するに本社がここないと。そういうところでは、うちの町内需要喚起の商品券では使えなかったのです。どこで使っていいか分からないと。そんなこと言っては申し訳ないのですが、せっかくならば生活必需品を買いたいというところで、長瀬の商店街に行っても、そういう買物はできないと。できないといいますか、それよりも使い……調べればあるのです。これも多分セブンイレブンさんなんか最初入っていなかったような気がしたのですけれども、後から入ったかちょっと分かりませんが、テイクアウトのお店とかもあってなのですが、なかなかそのところが有効に使えなかったので、なぜこれに参加しなかったのかと。あと、先ほどペイペイの話も出ましたけれども、当町はペイペイに参加していないのだけれども、やはり私も、これ先ほど町長が言いましたように、いい面と悪い面といいま

すか、やたら私も使ってみたのですけれども、変なものが来て、全然関係ない車10万円で買えますよとか、何か訳が分からないのがちょっと来たりしているので、どうなのかなというのはありますけれども、ただ、あれも秩父の中ではめぐりの町で、市でやっているのに、ここが参加しなかったというのは、このプレミアム商品券に参加しなかったのと同じような理由なのかなと。でも、これについてもお願いしたいと思います。

あと、先ほど企画財政課長がちょっと答えられたので、質問急になのですけれども、移住定住のことについて、本年度は確かにこれも800万円予算をかけたと、200万円は町の持ち出しだと。これ本年度は職員が実施しているのというふうな話を先ほどされたので、それにしてもはちょっとお金がかかっているなというので、どうしてなのだろうと、ここのところ。

あとは、生活支援の給付金について、どこまで当町として実数が出ているかどうか、どのくらい申請があって、どのくらいこれに支給したのかどうか。

あと、明日から光の長瀬事業、それからまだ実施していないですけれども、予算化されているバンジージャンプ、これも100万円ですけれども、この目的が、あのチラシを見ると、冬の長瀬に新たなにぎわいをつくるというふうなうたい文句だったです。冬の長瀬に新たなにぎわいと、当初予算立てるときはそんなふうな話でした。これは、両方とも単発の単年事業だとすると、これは冬のにぎわいを1回やったら、もう来年来るのかどうか、恐らく来ないと思います。それから、町内の人は、県域は観光客と見てもいいと思うけれども、町内の人では観光客に当てはまらないのではないかなと。結果検証のところ、例えば1万人来ましたといったとき、町内の人がある程度含まれているのかというふうなことで、この事業、今佐賀県で警鐘を鳴らすとかいって何かちょっとテレビでも問題になっていますが、コロナの蔓延しているこの時期にやるべき事業なのかどうか。私は、これは町長が延ばせれば、延ばすことが可能であったかもしれないというふうな発言をされましたが、これ単年であるのかどうかということ、毎年やるのかどうか。私個人は、これは今やる、町民の理解がここまで得られているのかどうかということ。

あとは、Go To キャンペーンについては、多少人が来ている傾向が見られるという答弁でしたが、ある程度の数字をそのうちに示していただけるのかどうか、この点についてお伺いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

大分多岐にわたっておりまして、私のほうからは第1の質問でございます国、県、町のコロナ禍の中での補助について、町民に知らせたほうがよろしいのではないかとご質問につきましてお答えさせていただきます。確かに私どももそうですけれども、大変多岐にわたっておりまして、全てを把握するというのは大変難しいなという思いがいたしております。その中で、村田議員おっしゃるように、町民にそのところをしっかりと周知させるべきではないかと思っておりますので、今後そちらのほうは検討させていただきます。

ほかの、あと8あるわけですかね、につきましては各担当から回答させていただきます。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、あそぶ！たべる！クーポン券事業、これがちょっと時間がかかり過ぎたのではないかとご質問でございますが、こちらの事業につきましては、補正予算で取ったときに、9月実施予定ということで当初計画しておりました。その後、8月補正で町内需要喚起の商品券、似たような事業を行うということが

ありまして、商品券の印刷ですとかクーポン券、そういう関係する諸費用をなるべく安くしようということで、急遽そちらの遊ぶ食べるの観光客向けの事業の印刷と、町内需要喚起のクーポン券の印刷、そういったものを統合できるものはなるべくまとめて発注するというようなことでさせていただきまして、当初予定の9月から10月にずれ込んだというものでございます。

それから、配布した枚数の根拠ということだったと思いますが、こちらにつきましては過去3年間の事業者別の報告いただきました観光客数、その時期の人数とかをベースにしまして割合を算出させていただいたものでございます。

それから、町内需要喚起事業の他町ではプレミアムつきの商品券を発行しているけれども、当町ではなぜこういった各世帯に配布したかということでございますが、プレミアムつき商品券、こちらにつきましては使いたい人が商品券を買って、その差額分のクーポンなりを余分に、例えば1万円を出して1万3,000円ですとか、そういった部分で買って、それを使うというふうな事業でございます。なものですから、そちらの方法にしますと、そういった印刷の買うとか売るとか、そういった手続が余分なものが出てくるというところでございます。それと、うちのほうでお店の関係がございまして、なるべく当初のこちらの目的としましては、観光事業者と飲食店さんの支援を目的としまして、町内需要喚起事業というふうなことを設計したものでございますので、一般的な部分ではちょっと使えなかったというようなものが確かにございます。今後そういったものを踏まえまして、来年度では使えるものを広げた事業をちょっと計画していきたいというのは今考えているところでございます。

それから、あと光の長瀬とバンジージャンプ、冬の観光振興ということでこちらの事業を上げさせていただいておりますけれども、継続するのかということだったかと思いますが、こちらにつきましては、これから光の長瀬事業の検証を行いまして、できれば続けていければというふうには考えているところでございます。

また、バンジージャンプにつきましては、関係のある行政機関、県土整備事務所ですとか警察と協議を進めておりまして、予算を取ったときよりちょっと手こずっているというのが正直なところでございまして、今そういったところで実施できるように頑張っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課で所管しています事業の主なものについてご説明いたします。ひとり親家庭の世帯臨時給付金でございますが、これは6月のときに専決でやっていただいたものでございます。これにつきましては、一般の方、申請不要ということで6月23日に629人の方に支給を終了しております。また、公務員については申請が必要でしたが、9月24日までに52人の支給を完了しております。

次に、保育・介護事業応援給付金、6月のときに補正3号でやりました。これにつきましても保育と、あと介護の通所事業の事業者、8事業者でございますが、7月27日に支払いを終えております。

次に、国の事業になりますが、ひとり親世帯の臨時特別給付金、基本給付5万円、それから第2子以降1人3万円というものでございますが、これにつきましては支給は県のほうで行っておりまして、12月2日現在、基本給付が46件、それから追加給付20件が給付されているところでございます。これらにつきましては、対象者への案内を直接行ったほか、「広報ながとろ」8月号やホームページにより周知を図っております。また、申請が漏れないように未申請と思われるような方につきましては、案内通知を既に送付

しているところでございます。

それから、新生児子育て応援給付金ですが、これについては特別定額給付金をもらえない4月28日から12月末までの出生の子供へ10万円という給付でございまして、これにつきましては、現在12月10日支給分までで14でございまして、これにつきましては、新生児なので出生届のときにやりますので、漏れはないかと思われま。

それから、あと社会福祉協議会のほうで行っております生活困窮者の融資の関係につきましては、細かい内容は時間がないので言いませんが、緊急小口融資ですが、これは11月末現在で18人の方、主に休業された方への給付という、それから統合支援資金という生活の立て直しが必要な方への給付ですが、こちらについてが11月末現在4人の方に貸付けを行っているような状況でございまして。

それから、8月の臨時会で補正をお願いしました妊産婦応援給付金、出生した妊婦さんの1万円の給付ですが、これにつきましても現在23人の方に支給をしております、11月申請で、これも支給する方5人含めまして28人です。これらにつきましても、母子手帳交付時ですとか出生した方には、赤ちゃん訪問ですとか乳幼児健診のときなどで、漏れのないような形で今やっているところでございまして。

健康福祉課の案件につきましては、以上でございまして。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再質問のうち、移住プロモーション業務の関係についてお答えいたします。

先ほど岩田議員への答弁の中で、体験ツアーについて職員が行うように手法を見直したという答弁をさせていただきます。そちらについては、体験ツアー、実際に長瀬町に興味を持っていただいている方にお越しいただいて、町内を案内するというこのやり方を業者委託から職員に手法を見直したということで答弁させていただきます。

それと、タイトルは同じなのですが、中身別事業としまして、補正で約800万円計上させていただきました移住プロモーション事業を進めております、こちらにつきましては村田議員おっしゃるとおり総額800万円、町の一般会計から200万円という財源になっております。こちらにつきましては、移住のきっかけサイトということで、より幅広い方に長瀬町を知っていただく、移住先として関心を持っていただくためのサイトを作って、またPRのための動画を現在まで5本、ユーチューブのほうにアップしております。5本の合計ですが、11万回を超える再生回数をいただいております。今後、そちらをきっかけとして各種メディアに広く取り扱っていただけるように、プロモートをしていただいているところでございまして。

以上でございまして。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 時間の都合もありますので、主な点について再々質問というふうなことでやりますが、産業観光課長、責めているのではないのですけれども、ちょっと時間がかかり過ぎたという点は、私否めないのではないかなと思います。

それで、確かにプレミアム商品券にあとはしたと、これ買わない人には恩恵がないというふうなことになってしまうから、平等にというお考えで多分、それが根底かなと思いますが、さっきも言いましたが、秩父市などでは大型店にも話しかけてどうかというふうなこと、そうすると町内業者を生かす、先ほどの答弁だと観光業者と飲食店を目当てにというような目的だったということなのですが、では町民の生活

というところに視点が去っているのではなくて、経済の回復というところに視点が去っていたのかなど。受け取った町民は、コロナ禍において町民の生活を充足してくれるために町でそれをくれたというふうな受け取る人が多いのです。ですから、そこに町民とのギャップが出ています。確かに……だけれども、実際にではということで、もう少し、もし次年度以降とか、これからやらなければならないというところでは、やはりそういう大型店がいいとは言いませんよ、実際問題としては、薬局であるとか買物であるとか、商店が非常に近くにないとかいうことになると、どうしても大型店に行って買物をしたりということになってくるので、そういうところにも話をし、そういうのも使えるようなという工夫もしていったほうがいいのではないかなと思いますので、ぜひそのところもう一度答弁いただければと。

あと、やはり光の事業とバンジージャンプ。バンジージャンプは、ちょっと今行き詰まっているようなところもあるというふうな話なのですが、計画を出した段階では、私はこの事業自体でやってどうなのかなという気持ちは持っていますが、計画する場合には、やはり実行するまでの過程を捉えてから、ここに出るのが一般的ではなかったかなど。そうでないと、1回バンジージャンプやっても、今回も無料でやるというふうな話でしたが、それで観光客が冬場に増えるかどうかと、非常に疑問なところなんです。これも中止ということで、国に返さなければいけないと、国に返せば税金が戻ると、国はそんなに有効に使わないとも思います。こういう事業は、はっきり言って例えば観光振興と言えば、国がG o T o を持ち出すと、よくこれにひもつきの業者さんがいるわけです。そうすると、ひもつきの業者さんは長瀬町にも来たと思いますが、長瀬町さん、国ではこういう事業がありますよと、ぜひ観光振興でこういうのをやったらどうですかという、多分来ると思います。そういうのに、なるほどなと、ちょうど町とマッチングしたからやろうということかもしれませんが、やはりこのコロナ禍のことで、例えばこの予算のときも言いましたが、コロナ防止や医療体制の拡充、このことについての、この事業の中で予算が取れていないのです。今回PCR検査のというお金が出るようですけども、もう少しそういうものもあつてこの予算執行とかであったら納得できるのですが、そういうものについて、これからそういうのを準備というのですか、一番町民にとっては怖いところなので、そこをお答え……

○議長（野口健二君） 村田議員、時間になりましたので。

○5番（村田徹也君） はい。では、通告だけしておきますので。

○議長（野口健二君） よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 3番、野原。質問します。町指定文化財の保存と管理について、教育長にお聞きいたします。

現在長瀬町内には、町で指定した文化財が32件あります。その文化財を訪ねてみたところ、案内表示板がなかったり、案内表示板が老朽化により朽ちて文字が読みづらいものなどが多く、せっかく文化財を指定しても、広く住民に知ってもらえないことが残念に思います。また、指定を受けた文化財も野ざらしのままだったり、保存状態が悪く風化ぎみなものも見受けられます。

そこで、長瀬町で指定した文化財の保存と管理をどのように実施しているのか伺います。やめているのかも伺います。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 野原議員の質問にお答えいたします。

野原議員には、町内の文化財を訪ね、いろいろ調べ確認をいただきましてありがとうございます。町指定文化財につきましては、文化財保護法の規定に基づき、同法及び埼玉県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で町内に所在するもののうち、町にとって重要なものについて、令和2年4月1日現在32件を指定しております。

文化財の所有につきましては、お寺や神社が所有しているもの、個人所有のもの、地域の行事などがありますが、長瀬町文化財保護条例により、文化財の所有者は文化財が貴重な民俗的財産であることを自覚し、公共のために大切に保存し、その文化的活用を協力することと規定しており、管理及び管理責任は所有者となります。また、有形文化財につきましては、滅失や毀損などのおそれがある場合は、所有者に管理方法の改善を求めることもしております。なお、管理または修理に多額の経費を要する場合には、その経費の一部に充てるため、予算の範囲内で町が補助金を交付する場合もございます。

議員のご指摘のとおり文化財の保存状態は様々でございますが、町及び教育委員会といたしましては、文化財保護審議会委員や所有者と協力しながら、その保存状態が良好に保てるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいまの野口教育長の答弁に対しまして、再質問をいたします。

長瀬町所在指定文化財は、令和2年4月1日現在、国指定文化財が5件、埼玉県指定文化財が5件、そして先ほど質問したとおり、長瀬町指定文化財は32件となっております。町指定文化財は32件ありますが、私自身も知らない文化財がたくさんあるのに驚きました。あわせて、私の不勉強さを痛感しています。また、知り合いの町民の方に聞いても、多くの方が数の多さに驚くと同時に、知らない文化財の多さに驚いていました。私自身も、友人とともに32件の文化財の所在場所と現状を見て調査してみました。32件の町指定文化財の現状を見て、驚きの実態を目の当たりにしました。私の調査結果では、町指定文化財32件のうち、町で設置した看板等は11件しか確認できませんでした。また、木材柱のため腐食しているものや、文字が判読しにくい看板など様々でした。また、町指定文化財の関係者の皆さんからも、看板を見て、看板等を設置して広く長瀬町内に町の大切な財産を知ってもらい、理解を深めて地域で守っていききたいという意見が多く聞かれました。さらに、老朽化した看板等の改修を望む声も強く聞かれました。

再質問では、先ほどの一般質問通告の不足も含めていたしますが、重要な要件と考えることから、確認を含めて再質問いたします。

そこで、1つ目の質問です。風布の回り念仏の横臥褶曲の菊水岩にある町文化財指定年度などが掲載されている白い木柱の標識も腐食していて、自立不可能な状態です。また、遍照寺の役行者像については、白い木柱標識は全て文字が消えて読めませんでした。これらについて大至急改修が必要と考えますが、行政としてどのように考えているのか、具体的な対策スケジュールをお聞きしたい。

2つ目の質問です。私の独自の調査では、町作成の何らかの町指定文化財の表示があるのは11件でした。具体的に、先ほど3件のほかに真性寺青石塔婆、光明寺の青石塔婆、武野上神社のケヤキ、法善寺のしだれ桜、相生松、嶋田家の宝篋印塔、積蔵院青石塔婆、福田家の青石塔婆の8件には、何らかの町作成の文化財の表示があります。残りの文化財21については、町作成の文化財指定の表示は皆無です。数件の町指定文化財について、指定された当該者が独自に町指定文化財のある旨の表示がある施設等もありました。

町作成の町指定文化財の表示等のない文化財21件についての具体的な表示方法について、どのように考えているのか伺います。総論ではなく、具体的なスケジュールについても伺います。

3つ目の質問ですが、私の調査では、表示方法や耐久性などから一番良好に感じた看板は、光明寺の青石塔婆の看板でした。私もこの質問に関して、他行政の文化財の看板等を見て回りました。地元の関係者の意見なども取り入れたと思われる、大変よくできた看板などが多数ありました。

そこで、今後看板等の作成に当たり、内容等を検討し実施する場合には、当該文化財関係者の意見を取り入れる考えがあるのか伺います。また、他行政などの文化財の看板等の調査を行い、作成時に参考にするという考えもあるのかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の回り念仏と菊水岩、遍照寺の役行者像の看板の支柱についてでございますが、白い木柱は設置後30年以上が経過しておりました。老朽化が激しいため、腐食したものなどは撤去したいと考えております。

2つ目の表示のない町指定文化財の表示方法についてでございますが、1つ目の文化財も含めまして、所有者などと相談しながら予算の範囲内で優先順位をつけ、計画的に設置できるよう検討してまいります。

3つ目の看板作成の際、内容に地元の文化財関係者の意見を取り入れるかということについてでございますが、説明板製作の際には、これまでも町の文化財保護審議委員会委員等の意見を取り入れております。今後は、同委員会に限らず埼玉県立自然の博物館の学芸員等、広く専門家の意見を取り入れて製作したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） では、再々質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。1度目の質問に関連した質問ですが、幾つかの町作成の看板には、「文化財はみんなの宝」と表示してありますが、私も同感ですが、文化財看板の記載内容の「文化財はみんなの宝」と現実の文化財の乖離の大きさは、何に由来するのでしょうか。当たり前ですが、消滅した文化財の復活は非常に困難です。さらに保存状態が悪いと思われる文化財の保存には、時間の猶予はありません。岩石でできている文化財では、風化は日々進んでいます。県指定史跡の寛保洪水位磨崖標は、まさにこれです。

そこで、劣化や風化が進んでいる文化財の現状等をどの程度把握しているのか。また、どのような対策を講じているのか伺います。あわせて、個人宅所有の文化財の保存等については、どのように確保等行っているのかについても伺います。

そして、現在町指定の文化財の保存状態等を鑑み、文化財の見直しの考え等があるのか伺います。関連して、町指定の文化財指定の新規の動きがあるのかについても伺います。

2つ目の質問です。他行政等の文化財の資料、パンフレットを調べてみたところ、多くの行政が文化財を紹介して、資料やパンフレットを数多く作成して最新情報の提供を行っているように感じます。私の狭い知識ですが、長瀨町には文化財を紹介した資料は、「ながとろ風土記」、「長瀨ひとり歩き」や、「ながとろぶらりさんぽ」などがありますが、平成22年に発行の「ながとろぶらりさんぽ」が最後ではないでしょうか。誤りであれば、指摘お願いいたします。特に近年に指定された文化財を紹介した資料は見つかりませんでした。このことも、町の宝を町民が共有できない原因の一つとなっているのではないのでしょうか。

今年度、公民館講座で実施した文化財巡りが好評であったと聞いています。大変勉強になり、長瀬再発見ができた、文化財が身近になったなど、参加者らの話を多く聞いています。

そこで、近年指定された町民の宝である文化財を網羅した資料や小雑誌やパンフレットなどを作成して、町民はもちろん他行政や観光客に、長瀬所在の文化財を広く発信する考えがあるのか伺います。観光客の方の中には、文化財など興味のある方も少なからずいると思います。文化財を紹介した資料は、観光客誘致にも一役買うと私は思っています。

3つ目の質問ですが、上記の作成した資料など、有効活用を向上させるため、SNSや長瀬町ホームページなどを活用して、情報発信の考えがあるのかについても伺います。

以上の質問をいたしますので、各項目について回答を願います。町民の宝であり、町の宝である長瀬町所在の各種文化財を風化や死蔵させずに光を当てる行政の手腕を期待して、私の質問は終わります。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 野原議員の再々質問にお答えをいたします。

1つ目の劣化や風化が進んでいる文化財の現況をどの程度把握しているのか、個人宅所有の文化財の保存についてはどのように確認等を行っているのかについてでございますが、現状確認としまして現地調査を行い、劣化や風化などについて状況を把握しております。個人宅所有の文化財は、文化財防火査察や訪問などにより確認をしております。

文化財指定の見直しの考えがあるのか、また新規指定があるのかについては、現地調査などにより、その価値を失ったことが認められる場合は指定を解除するとともに、現在も重要と認められるものが幾つか候補に挙がっておりますので、今後詳細を検討し、重要と認められた場合には新規指定をまいります。

2つ目、3つ目の文化財のPRについてでございますが、資料や小冊子、パンフレットの作成については、大分費用がかさむため、今のところ作成する予定はございませんが、ホームページ上で文化財について掲載をしておりますので、今後は掲載内容のさらなる充実を図るとともに、広く発信できるようSNSなどを当面の間利用して、文化財の存在をPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） 質問します。教育長に、手洗いに温水設備を設置することについてです。

寒さと空気の乾燥により、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始め、感染者の数が増加する傾向にあるようです。また、これからの時期はインフルエンザウイルスの流行も心配な時期になり、今年も新型コロナウイルスとインフルエンザウイルス双方の感染予防には、今まで以上に注意が必要な状況ではないかと思われます。学校では、児童生徒をはじめ先生方が集団で行動を共にしていますので、感染するリスクが高くなると思われます。

そこで、その予防策として流水でしっかり手洗いすることが有効であるようですが、真冬に水道水で手を洗うのはとてもつらいため、給湯設備を設置することができないか伺います。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の質問にお答えをいたします。

大島議員の給湯器の設置をしたらよいのではないかというご提案でございますが、これから本格的な冬を迎えますます寒さが厳しくなり、児童生徒にとって冷たい水では感染防止のための手洗いの取組が進まなくなるということを心配されているのかと思います。真冬に冷たい水で手を洗うのはつらい日もあるし、おっくうなこともあるかもしれませんが、保健の学習の中でも、手洗いはなぜするのかという学習をしております。児童生徒もその必要性は理解しており、新型コロナウイルス感染拡大により、新しい生活習慣として今までよりも高い意識で手洗いに取り組んでおります。

学校現場に給湯器の必要性を確認してみましたが、施設整備面での優先度は高くないということを知りました。教育委員会としましても、施設整備をすることで環境は向上しますが、費用対効果を考えますと非常にコストがかかる事業で、それをこの先税金で賄っていくこととなりますので、整備を図る優先順位は高くないと認識しております。

また、従来から真冬の感染症対策においても、水道水での手洗いに取り組んできておりますので、今年さらには感染対策の取組を促進させるよう教職員が声かけなどを行っていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） すみません、質問させていただきます。今の答弁は、すごく優秀な教育長だと思えます。ですけれども、今ここに来まして、コロナウイルス、それからインフルエンザ、それから真冬になります。三拍子そろいます。だけれども、水道の水が冷た過ぎるというのは分かっていると思います。今も、私もお手洗い行きました。洗剤がありました。だけれども、全部こういうふうにして、ここまでして洗ってきません。このところ、ここからこっちです。ここからこっち、洗剤つけてこういうふうにして洗って、それでこういうふうにやってジューツとやってそれで終わりです。だから、格好よく水道、教職員が指導しています。子供たちがといて、子供たち、冷たいものは冷たいのですよ、熱いものは熱い。そのところよく考えてもらって。それで、今の現状からいいますと、各家庭には給湯設備が普及しているということがあります。それで、よく手を洗いましょうと言うときには、お湯が出てくるまで少しひねっておいて少し待って、そうしたらシャボンで洗ったり、こういうふうによくというのを子供も洗い方、そうだよ、お母さんねと言って洗って、それがだから手洗いというの。だから、この辺をちょこちょこっと洗ったのでは手洗いにならないとテレビでも何でも、木村拓哉か何かこんなことやって、こうですよ、ああですよなんて、そんなことできないよ、寒くて。だから、そのところを言っているのですけれども、でもそんなこと言ってもできないものはできないのだと普通言うと思いますけれども、でもこの時期だからこそ、どうかしてほしいと言っているのです。それで、全部を全部ではなくて、まず小学生の1クラスしかないような第二小学校を対象に、1回それでやってみるというのもいいかと思えます。そうなので、これで給湯器をつくるのに電気でやった場合に幾らかかるか、ガスでやった場合には幾らかかるか、それから栓を個別で全管をずっとするのだと幾らかかるか、それとまた各家庭の少し大型の給湯設備にするのは幾らかかるかということは調べてありませんよね。調べていないよね。だから、それを一応見積りを取って見ていただいて、それで来年の3月、4月の、多分まだコロナは続くと思えますので、せめてこれこれこれだけかかるのだから、もう絶対駄目だからというのだったらいいのですけれども、これはそうなので、きれいごとで文字の列をこう言ってもらったって、私なんかはもう聞き飽きた、そういうのだと思っていますので、そのところで電気でやった場合、ガスでやった場合、小さくやった場合、そ

れから大きいずっと3階まで引いてやる工事だと幾らかかりますかというのを知りたいと思いますので、今はできないと思いますから、それはそれで後で教えてください。

それから、何にしろ子供たち、ソフト面ということなので、あとだから違うところにやっていないではない、長瀬町はすごいね、やっぱり観光だけではないのだね、子供たちのこともよく考えているね、何しろ何といっても観光、観光、観光、観光が何だいというのだね。観光が何、それは生活していくのにいいのだけれども、次代を担ってくださる子供たちが元気で、それから健康で、それから学校は楽しいところということも植えつけることもあると思います。手抜きをしない手洗いもできるようなことをするのは、大人が手抜きをしない手洗いをさせるという状況をつくっておいてやる必要もあると思いますので、ひとつよろしく願いいたしますということですので。すみません、お願いいたします。

次に行きます。そうしないとしょうがないと終わらないのだから。次、ふるさと納税について、企画財政課長に。ふるさと納税での寄附額は、総務省からふるさと納税に係る返礼品についての制限が設けられたことにより、平成29年度に1,895万4,000円であった寄附額が、平成30年度には965万5,000円、令和元年度が986万4,000円と半減しているようです。ふるさと納税の寄附額が多くなれば、寄附金の使い道を早め実現できるため、町も寄附の目的に沿って事業を行うことができますし、寄附された方も形になって表れ、寄附してよかったという気持ちになれると思われまます。

そこで、ふるさと納税の返礼品に制限が設けられた後に工夫していることはどんなことでしょうか。また、今年度のふるさと納税寄附金の見込みについて伺います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、ふるさと納税の寄附金は貴重な財源であり、多くの寄附をいただけるよう様々な工夫を行っております。まず、令和元年11月からふるさと納税サイトさとふると契約し、受付窓口を追加いたしました。また、返礼品の充実を図るため、事業者への協力依頼を積極的に行いました。その結果、令和元年度と比較して返礼品登録事業者数は6件から16件に、また返礼品の種類は21品から46品に増加しております。

さらに、今年度9月にはユーチューブの公式アカウント「ながとろ役場チャンネル」を開設し、返礼品の紹介動画をアップしたり、職員が作ったチラシを秩父鉄道の駅舎に置いていただくなど、力を入れてPRを行っております。しかしながら、今年度の寄附金額は11月末現在で378万2,000円となっており、前年同時期に比べて約44%減少する見込みとなっております。

今後、受付サイトの追加や返礼品の充実をさらに進め、ふるさと納税の寄附先として長瀬町を選んでいただけるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） そうしますと、いろいろなユーチューブとか何かという代金だとか、貴乃花がやっているさとふるの金額とかという契約だとかなんとかというようなお金を支払っているのでしょうか、そっちをちょっと聞きたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃっていただいたCMのやつとは別のサイトになるのですがけれども、今のところ、さとふると楽

天のふるさと納税サイトを受付窓口としております。そちらを通じて寄附をいただいた場合には、決済手数料などをそちらの事業者を支払っているという状況でございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 1件幾らとかというのは、何%とかってありますでしょう。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） サイトによって多少違うのですが、寄附額の4%を決済手数料として支払うということでございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次、行きます。町長にお尋ねします。町独自で生物季節観測を実施することについてです。

気象庁では、今まで生物季節観測を実施してきましたが、令和3年1月から6種目9現象に縮小するようです。前は69ぐらいやってましたのですけれども、この観測は季節の遅れや進み、気候の違い、変化の違いを的確に捉えることを目的としていたようですが、近年は気象台、測候所周辺の生態環境が変化しており、植物観測、動物観測が困難になっていることが変更の理由のようです。

当町では、気象庁のようにきめ細やかな生物季節観測を行うことは難しいかもしれませんが、自然豊かな環境で草花や鳥、虫等により季節を感じる場所があちこちに点在しています。子供たちや住民の方とともに独自の生物季節観測を行うことにより、季節を感じる感性が豊かになったり、当町の様子を身近に感じることができ、郷土に愛着が生まれてくると思われれます。

そこで、当町の独自の生物季節観測を実施することについて見解を伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

気象庁が生物季節観測を縮小した要因として、生態環境が変化し、標本とする植物の確保が難しくなったこと、また温暖化の影響により動物の出現と季節の変化に関連性がなくなってきたことなどを挙げております。

そのことを踏まえ、生物季節観測を実施することは大変困難であり、長瀬町独自で生物季節観測を実施することは難しいと思われれます。しかしながら、長瀬町は自然豊かな環境に恵まれ、四季折々の花々や鳥のさえずりなど、季節を五感で感じる環境に恵まれています。大島議員もおっしゃるとおり、生物季節観測まではできなくとも、自然に触れ合うことで季節を感じられる体験は必要であると思われれます。

気象庁の専門家であっても、観測が難しくなったため実施を諦めた経緯があります。専門家のいない町では、さらに観測は難しいと思います。個人個人が自宅や近所で、樹木、動植物などを観察し、季節の移り変わりを楽しんでいただきながら記録を取っていただければ、個人としての季節観測になると思いますので、町としてではなくて、個人観測で実施していただければと考えております。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） こんな無理なことを言うのではないよと思ったかもしれませんが、要するにここに書いたセイタカアワダチソウは、律儀な人が律儀なものであるということ書いてあるのです。大体9月末日からの4日間に咲くということで書いてあるのです。そういうことが新聞の「天声人語」に書いてありました。そして、要するに個人で個人でと言うのですけれども、個人の資料というの書いておい

ても、おじいちゃんが一生懸命つくったけれども、死んでしまったからこれは教育委員会に持っていくこともないし、郷土資料館にもだから、燃やしてしまうかというので、燃やしてしまってなくなってしまふということがあるので、それで気象庁がやめたのだから、それでは俺がやりますというので名乗りを上げるぐらい、前の大澤芳夫町長が全盲の何先生でしたっけ。

〔「新井」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 新井先生のとときに、誰もどこの教育委員会だとか学校も黙っていたときに、教育長が俺んちで受け付けるよと言って、新井先生をやったという経験があります。だから、そういうので違うところがやめてしまったのだから、今度はうちのほうでやってみるか、それで窓口なんかはいろいろ全部が全部まとまらなくてもいいのだけれども、矢那瀬のほうでホーホケキョが鳴いたのを聞いたよと、ホーホケキョでも何でもかんでも一番最初は下手くそな声だけれども、2週間もするといい声で鳴くようになるのです。そういうのって、ああ、そうだなと耳をこういうふうにすると、心も豊かになることもあるので、そうしたら電話で、要するに教育委員会でも、それから健康福祉課でも、それから総務課でも、鳴いたからね、いついつだよと、それで場所はどこと、あなたは誰と言って、それで記帳しておけばいいだけなのです。それを1年間取ってみたら、ああ、これはこうだったね、こっちはでは長瀬と矢那瀬はやっぱり違うのだねとか、桜が咲くのも違うのだねということもあるので、お金がかからなくてみんなが関心を持って、ああ、俺たちは山紫水明の長瀬町に住んでいるのだから、それはそれでいいやなという感じになると思います。そうしますと、そのことによって一番いいことは、知らないのだけれどもと、聞いた、聞いた、鳴ったでと言えば、ああ、そうだ、鳴いたのだ、俺は聞かなかったから、ではあした聞くかなという話が、世間話ができるわけです。それから、違うほうでもしも知らない人が、今日はホーホケキョが鳴いたいねと、ええ、そうか俺は知らないよというときには社会話という、社会話と世間話、それか悪口、私なんかは悪口に世間話に社会話、いろんなことで全部それやっていますけれども、そういうので言うということは関心を持って、それから要するに、小っちゃいときに学校で観測をしろ、観察をしろとよく言われたけれども、サボってサボって観察もしなくて怒られたけれども、今、年を取れば取るほど人間観察をしておけばすごくいいのです。隣のおばさんが今日少し頭が痛いというので、それ医者行ったほうがいいとか何とかということもあるので、そういうこともありますので、それにかこつけてではないですけども、お金がかからなくてできることというのはやったほうがいいのかと思いましたが、この文書を出したわけです。違うところがやめたのだから、今度は俺のほうの名乗り出たんよと、うちのほうはそうなのだよと言えば、ああ、いいことなのだねと、きっと否定する人はいないと思います。天下の気象庁から取って、それでうちのほうでやってやっているのだよというのは気分がいいではないですか、そういうのは。だから、それでもう一度町長に、少しでもやる気があるかどうか、それを聞きたいと思います。それとも全否定するのかどうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、大島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

子供さんたちの感性を育てるということ、これは大変必要なことでありますし、よいことだと思います。それを育てるために、ご家族ですとか、ご近所の方たちの日頃の接し方、これも大変重要なことかなという思いがいたしておりますので、ぜひそうした形で、ご近所の皆さんだとか、特に親御さんですとか、そういう方たちが頑張っていたらとありがたいなという思いがいたしたところでございます。

そしてまた、町のほうでというお話でございますけれども、町のほうに報告いただいても、専門的な知

識を持った職員がないということになるわけでございまして、もし観測の方法等の問合せがございましたときには、町からまた気象庁や県立自然の博物館などの関係機関から情報を入手して提供をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） すみません。そんな気象庁とか何かとか専門家が何なのかというのだよ。あの人は専門家だから、専門家だってちゃんとちょこちょこっとやったときだって大したことはしてはいないのです、3年か4年。だから、専門家というのではなくて、聞いたら聞いた、それを記帳しておく、子供たちだって、僕があそこに、教育委員会なら教育委員会に電話したのだよと言えば、それが一覧表で、長瀬のどこで聞いた、次に何を聞いたとこういうふうに聞いてくると一覧表がここにできたら、これはこうですよということでもすれば、僕が、僕がということになってくるかもしれないから、そのくらいで専門家とかといっても、私はいつも思うのです、専門家が何なのか。そんなに大したことではないだろうと。確かに専門家と言えばすぐ場を積みばだけれども、学校を出たばかりの専門家なんていうのは本当にちやちなものだと私も思っています、だから。そんなのでというので、そこに専門家とか、自然の博物館なんか、そんなもの向こうへやっておいて、それでうちのほうで独自のやつで構想を練って、それでやるのも面白いかなと思って、聞いたら聞いたで、すぐあそこにいついつ、いついつと打っておけばいいのです。それでまたすぐに打っておけばいいと思いますので、そのようにできたら、町長、お願いしたいと思いません。

以上です。

〔「瑠美ちゃんにやってもらえばいいや」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） いいよ、それだって。

○議長（野口健二君） 今の質問なの。

○8番（大島瑠美子君） 開き直りでいいよ、それだって……

○議長（野口健二君） 質問ですか。

○8番（大島瑠美子君） 終わりです。40分だから。

○議長（野口健二君） では、暫時休憩にいたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 水道料金値上がり対象者の料金補助について、町長にお伺いいたします。

令和3年4月から水道料金が改定され、当町では多くの町民が値下がりしますが、使用水量によっては値上がりする町民もいます。その対応策として横瀬町、小鹿野町では、半年間の値上がり分を町が負担するそうです。当町においても、同様に水道料金値上がり者に対する補助を行う必要があると思われそうですが、その考えについて伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

秩父広域圏内の水道料金の統一に合わせた料金改定につきましては、水道事業経営審議会の答申を受け、令和3年4月1日より統一改定となる予定でございます。また、今回の改定につきましては、町の広報紙や秩父広域市町村圏組合による住民説明会を開催し、町民の皆様にお知らせをしてきたところでございます。新井議員の言われるとおり、今回の料金改定により長瀬町のほとんどの家庭で水道料金は値下がりしますが、一部の方は2か月で数円から数百円の値上がりが見込まれております。

ご質問のとおり、横瀬町と小鹿野町は半年間の値上がり分を町が負担する予定とのことですが、今回の料金改定で小鹿野町は全世帯が値上がりとなり、値上がり額も相当大きいため激変緩和措置としての補助であり、実情は当町と異なっております。受益者負担の観点やこのようなことから、値上がりする世帯数の少なさや値上がり料金の差額が2か月で税別8円から360円程度であることから、当町では今回の改定料金に対する補助等は考えておりません。

なお、今回の値上がり等によって支払いが困難な方には、秩父広域の水道局で納付相談を行っておりますので、町に相談が寄せられた場合は、ご案内をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） もう少し詳しく回答いただけるかと思っていたのですが、値上がりする方というのが大体20立米前後を使う方が値上がりします。詳しく言うと15立米から28立米ぐらい、件数にすると大体今長瀬町の水道加入家庭は二千八百何ぼと約2,900ぐらいあるのですけれども、そのうちの600世帯ぐらいがこれに該当するというふうに聞いております。ですから、本当の少しというよりも、やっぱり十二、三%はこれの影響を受けるというところであります。

私もこの質問をするについて、我慢してもらうかなということも考えたのですけれども、やはりいろんな面でこういう返還する、また還付する、還元するというか、補助するというか、そういうの大変な手段になるかなと思ったのですけれども、ちょっとした工夫を凝らすことによって、限定して3回分、半年分の料金表を出してもらうことによって、希望する町民からは受け付けて還元するというのも考えられるのではないかなというふうなことです。

それと同時に、財源もやっぱり非常に考えたのです。何も財源がないのでは、これは大変だなと思ったのですけれども、財源、財源というふうに考えていたら、思いつきました。というのは、私がこの補助金どうでしょうかという金額以上に、財源が節減できるというのが今回の統一料金であると。詳しく言いますと、役場であるとか、学校であるとかいう大きな公の施設も、みんな水道料金下がります。特に大口は余計下がりますので、そういう面での節約金といいますか、節税金というか、そういうふうなものも非常にありますので、確かに数円から360円のいわゆる3回分というと、そんなに大金になるわけではないのです。総額全部いっても50万円いくかいかないぐらい。でも、その大きな施設が節税といいますか、支払いが減るだけでも結構大きな金額になってくると思います。そういうふうなものが財源的にも使えると思

いますので、そういうふうな点で、いま一度しっかりと考え直していただいて、また還付金につきましても、町民が申請しませんとかいうふうなことも含めて、意識といいますか、自分で自主性を持って、いや、金額少ないからいいですよというようなことを述べていただく分には、もうそのままにしてもらうにしても、1,000円からになる人もいます。そういうふうな面で、支払いが困難になる場合は相談してくださいというふうなことでもありますけれども、そういう点で、財源も考え直せばあるわけなので、ひとつその辺はもう別に見込んで予定していますなんていうこともあるかもしれませんけれども、そういうふうなことで改めて考えていただきたいし、町民にそれを図っていききたい。何せ二十数%もの町民がこれに該当します。そういうふうなことで、いま一度研究、調査をしていただき、何とか還元結びつけていただけたらなということなのですけれども、よろしくお願ひします。どうでしょう。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

新井議員のご提言はしっかりとお聞きいたしました。しかし、その中で水道料金というのはもともと独立採算制の下で、運営に必要な経費は受益者が負担をして料金を賄うということが原則になっているわけでございます。

今回の料金統一、これも住民の方に補助をしていないわけではございません。秩父広域市町村圏組合の経営審議会の答申によりますと、本来であれば料金の改定率は17.91%の引上げが必要とされておりますけれども、令和3年から令和7年までの5年間はそこまでの引上げは行わず、秩父市の料金に合わせた改定を行い、その差額を町では高料金対策補助金として負担をしていくということで、町として現在、これからも住民の負担を軽減しているところでございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、小鹿野町と横瀬町が半年間は先延ばしという話でございませうけれども、これにつきましても長瀬町とは状況が異なっておりまして、大分値上がりをするという中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各世帯への負担を考慮してということで、6か月間先延ばしというお話でございませうので、また長瀬町とは違った状況かなという思いがいたしております。

以上です。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 回答を本当にそのままのみにしていければよろしいのかもしれませんが、実際のところ、確かに金額、補助金が増える分もあります。そういう点でありますけれども、20立米を2か月で使うというのは大体どういう方かということ、水洗トイレがないとか、1人か2人で結局質素に暮らされている方、大事に大事にいろいろと暮らしている方が該当してくるわけです。ですから非常に、たとえ2か月で360円、20立米の人は360円に該当する。そういうふうな状態であっても、その値下がりといいますか、何らかの形で補助を受けられれば、それはもうそれで大変ありがたいものだというふうに思うのです。いろんな面で、小さいことも大事なことです。ですから、大体600件も対象がありますので、改めて別の方法で、直接還元はできないけれども、何かそういうふうな該当する人があったところには幾らか考えましようとか、何かしましようとかいうようなことも含めて検討してほしいなというふうに思います。ぜひお願ひしたいと思います。

それでは、2番のほうへ行きます。ホームページの管理について、企画財政課長にお尋ねいたします。町では、いろいろな情報をホームページで発信していますが、内容を確認すると最新でなかったり、困惑する情報も見受けられます。例えば11月16日現在で確認したところ、救急当番医療機関の表示やごみの出

し方等の生活に密着した情報においても、更新されていませんでした。これは、11月16日のときの救急当番の表が11月現在が載っていないで9月が載っていました。そんなところから、これを私はある程度質問させてもらったのですが、この状態では、長瀬町の情報を閲覧しても正確な情報を手に入れることができないばかりか、移住や定住を検討している人に印象が悪くなってしまうおそれがあります。

そこで、ホームページの管理方法と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

ホームページは、重要な情報発信源の1つであり、運用管理要綱において、可能な限りより早く、より多くの情報を掲載するように努めなければならないと定めています。また、情報の更新は随時行うものとするとしており、ホームページの閲覧者にとって、必要なときに必要な情報を得られる状態にしておくことは大切なことだと考えております。

ホームページの記事更新を行う場合は、情報提供責任者である各所属長から運用管理責任者である企画財政課長に依頼し、企画財政課において更新等の処理を行っております。毎年度末に更新手続について各所属長に通知しておりますが、議員ご指摘のとおり一部の記事が古い情報となっております。ご指摘の記事につきましてはすぐに修正させていただき、そのほかにも更新が必要な記事がないか見直しを行うよう通知いたしました。

今後の対応でございますが、課長会議等を通じてホームページを含めた情報発信について意識の徹底を図るとともに、年度末以外にも記事の見直しを依頼するなど、正確な情報の発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 最後にお答えいただきました、正確な情報の発信に努めていきたいと、それに尽きると思うのです。ですから、ぜひそれを実行していただきたい。それで、結局あまりにも救急的なことが、あれ、先々月のことが載っていると、こんなことではいけないと思うので、いろんな面でみんながお互いにチェックし合って、たまにはのぞき見するというか、よその課も含めてそのぐらいして、しっかりとした情報管理と同時に、発信をしていただきたいと思います。

回答は結構です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 以上で通告があった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野口健二君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例会に町長から提出された議案は、議案第72号から議案第80号までの9件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、そのほか内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第5、議案第72号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第72号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長（相馬孝好君） それでは、議案第72号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年9月16日に公布され、同年10月1日から施行されております地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令により、当該省令名が改正されたことを受けまして、条例内で引用しております当該省令名を改めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表を御覧ください。第2条中で引用しております当該省令名中の第25条を第26条に改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、中段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第72号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案どおり可決されました。



◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第73号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第73号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長（相馬孝好君） それでは、議案第73号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、令和3年度以降に課税する地方税において、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じることのないよう、低所得者世帯に対する軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。中段の第23条第1号の改正は、軽減判定所得の算定に用いる基礎控除額相当分の基準額を10万円引上げ、現行の33万円を43万円に改めるものでございます。

また、被保険者のうち、一定額以上の給与所得者等が2人以上いる世帯の軽減判定所得の算定においては、基準額を10万円引き上げるだけでは不利益が生じるため、一定額以上の給与所得者等の合計人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算した金額とするものでございます。

次の2ページ中段の同条第2号及び3ページ中段の同条第3号につきましても、同様の改正でございます。

次に、4ページ中段の附則第2項の改正は、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備でございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして表面を御覧ください。下段の附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を定めたもので、令和3年1月1日から施行するものでございます。

裏面に移りまして、第2項は今回の条例改正に伴う適用区分を定めたもので、改正後の規定は令和3年

度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第73号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案どおり可決されました。



◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第74号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第74号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第74号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の条例の一部改正の概要でございますが、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称が、特例基準割合から延滞金特例基準割合に改められたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料、議案第74号新旧対照表を御覧ください。附則第2条でございますが、延滞金の割合の特例について、表の左側の現行を右側の改正案のとおり改めるもので、特

例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、文言の整理を行うものでございます。なお、延滞金の割合は変更ございません。

次に、議案書にお戻りいただきまして附則でございしますが、附則の第1項は施行期日を定めたもので、この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。

次の附則の第2項は経過措置を定めたもので、改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第74号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 分からないので、基本的なことについて質問します。

課長の答弁でなくても、どなたか基本的なことについてということで、これ地方税法が改正になったというふうなことで、文言の整理で変えたというふうなことで、これに何ら問題はないかなと私は思います。ただ、今政府のほうで後期高齢者の、要するに診察したときの2割負担が200万円ということで昨日、何か調整がついたというような話をニュースでやっています。そうなったときに例えば、これとも多少関係があるので、今現在38.3%の高齢化率です。75歳以上が18.4だかちょっとのパーセンテージの後期高齢者がいると。その場合に、要するに地方税法を改正したらば、それは町としてもこういう条例を改正しなければならぬのかどうかという基本的なこと、あれが通れば2年後の10月頃には、以前、高齢者は無料診療だとか言ったのが1割になったと、そうしたら今度は後期高齢者をつくったと、そうしたら今度はそれが2割が多くなってくると。茶番劇ではないけれども、片方は170万円、片一方は240万円、間をとってどうも200万円から210万円になるなと思っていたら200万円だと。その改正が、また何年か後には来たりするだろうと。そうしたらそれは、これやらなければいけないのかどうか。いや、やらなくても、町でその部分を出せばどうにかなるのだとか、その基本的なことについて分かったら聞きたいと思います。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの後期高齢者の2割負担の関係につきましては、ちょっとまだ詳しい内容が把握でききれておりませんので、その辺については申し訳ございません。今は、この場でお答えするのは難しい状況でございます。

延滞金についてなのですけれども、こちらにつきましては地方税法に沿って我々のほうも改正等を行っておりますので、今回の保険料の延滞金の改正につきましても、これと同様ということで改正のほうを行わせていただいたものでございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先のことを無理な話だと思のですが、その先ということを含めて、要するに地方税法が改正になったということであると、町のこういう条例もそのまま改正しなければならぬのかどうかということから、町民課長にということではなくて、どなたかそれを今お答えできる人がいるのでしたら聞いておけばということだけで、今分からなければ、またでも構いません。答えられる場合はということで、はい。もう一点。

- 議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（野口健二君） よろしいですか。
〔「答弁」と言う人あり〕
- 議長（野口健二君） 後で分かったら、また質疑のほうお願いします。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（野口健二君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第74号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第74号は原案どおり可決されました。



◎議案第75号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（野口健二君） 日程第8、議案第75号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤タキ江君） 議案第75号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。
地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（野口健二君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。
健康福祉課長。
- 健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第75号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。
今回の改正内容は、提案理由のとおり令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、延滞金を算出する際に用いる名称が、特例基準割合から延滞金特例基準割合に改められたことなどから、所要の改正を行うものでございます。
それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。第7条第1項でございますが、今回の改正に合わせて文言の整理を行うものでございます。
次に、附則第6条でございますが、改正案のとおり全文を改めるもので、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。なお、延滞金の割合については変更ござい

せん。

議案に戻っていただきまして、附則第1条でございますが、この条例については公布の日から施行するもので、改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

また、附則第2条でございますが、改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、従前の例とするものでございます。

以上で議案第75号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案どおり可決されました。



◎議案第76号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第9、議案第76号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第76号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第76号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、令和2年6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居

宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令改正が公布されたことにより行うものでございます。

内容としましては、居宅介護支援事業所における管理者要件、ケアマネジャーがいる事業所でございますが、この管理者要件につきまして、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表を御覧ください。第4条第2項でございますが、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は主任介護支援専門員でなければならないが、その確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能とするものでございます。

次に、附則第2項でございますが、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日までと延長するものでございます。

なお、見出しについては改正案が現行と同じとなっておりますが、改正案が附則第2項と第3項の共通見出しとなるため、一部改正のルール上、見出しをつけ直しているためでございます。

次に、附則第3項の改正及び附則第4項を削る改正でございますが、本条例の制定時に本条例を引用していたものを省令改正に合わせて改正するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第2項の見出しを削り同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正、附則第3項の改正規定及び附則第4項を削る改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第76号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案どおり可決されました。



◎議案第77号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第10、議案第77号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第77号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,440万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を42億8,670万円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第77号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1,440万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億8,670万円にしようとするものでございます。

第2条の繰越明許費の設定及び第3条の地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。まず、歳入の補正のうち主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額147万4,000円は、PCR検査等の助成やGIGAスクールサポーターの配置など、新型コロナウイルス感染症に対応する事業における町負担分について、地方創生臨時交付金を充当するものです。

第2目民生費国庫補助金の補正額17万5,000円は、基幹相談支援センターの設置や障害者総合支援事業に対する国庫補助金を増額するものです。

第3目衛生費国庫補助金の補正額38万1,000円は、PCR検査等の助成に対する国庫補助金を増額するものです。

第4目土木費国庫補助金の補正額937万8,000円は、次年度以降に予定していた橋梁の修繕及び点検について、今年度に国庫補助を受けられることとなったため、社会資本整備総合交付金を増額するものです。

第6目教育費国庫補助金の補正額80万6,000円は、GIGAスクールサポーターの配置に対する国庫補助金を増額するものです。

第16款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金の補正額56万3,000円は、基幹相談支援センターの設置、障害者総合支援事業に対する県補助金のほか、幼児教育・保育無償化に伴い生じている消耗品費等について県補助金が交付されることとなったため、増額するものです。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金の補正額30万円は、防犯灯の設置を目的として寄附をいただいたことによる増額でございます。

第21款町債、第1項町債、第3目土木債の補正額マイナス30万円は、国庫補助が見込みを上回ったことに伴い、橋梁長寿命化事業債の発行額を減額するものです。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額163万円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正について主なものをご説明いたします。12ページ、13ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第9目自治振興対策費の補正額30万円は、寄附金を財源として防犯灯の設置、交換を行うものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額48万6,000円は、障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、秩父地域1市4町で設置する秩父地域障害者基幹相談支援センターに係る費用負担33万2,000円と、新型コロナウイルス感染症への対策として生じている障害者の日中一時支援等の受入れ体制強化に係る助成金15万4,000円を増額するものです。

第3目社会保険費の補正額7万7,000円と、第4目老人保険費の補正額26万3,000円、第5目介護保険費の補正額71万8,000円は、それぞれ特別会計の事務費等について繰出金を増額するものです。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額29万8,000円は、幼児教育・保育無償化に伴い生じている時間外勤務手当や消耗品費について、増額及び財源の組替えを行うものです。

第4款衛生費、第3項上水道費、第1目上水道費の補正額2万1,000円は、令和元年台風19号による被害を受けた水道施設の復旧工事に伴い、令和元年度中に秩父広域が借り入れた事業債に係る負担金について増額するものです。

第4項公衆衛生費、第1目予防費の補正額100万8,000円ですが、第7節報償費及び第12節委託料は、新型コロナウイルス感染症対策として、胃がん、大腸がん検診や乳がん、子宮がん検診の実施日を増やすため増額するものです。

第11節役務費及び第18節負担金、補助及び交付金は、高齢者等が本人の希望により自己負担でPCR検査等を受ける場合に、検査費用を助成するため増額するものです。

14ページ、15ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費の補正額962万3,000円は、次年度以降に予定していた橋梁の修繕及び点検について、本年度に国庫補助を受けられることとなったため、前倒して予算計上するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の補正額161万3,000円は、GIGAスクール構想の実現に向けタブレット端末等ICT機器の活用方法や、児童生徒の使用ルールなどを効果的なものとするため、専門的な知識を持つサポーターを配置して学校を支援するものです。会計年度任用職員の雇用及び業務委託を予定しており、報酬、旅費及び委託料を増額するものです。

最後に、繰越明許費の設定及び地方債の補正でございますが、4ページ、5ページにお戻りください。第2表、繰越明許費は、先ほど説明しました橋梁の修繕及び点検について、工期が令和3年度にかかるため、それぞれの事業に係る予算を繰り越すものでございます。

第3表、地方債補正は、同じく橋梁の修繕及び点検について、起債限度額を30万円減額し、590万円に補正するものでございます。

以上で議案第77号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） 本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、2点について質問いたします。

事業費の中で不足分が生じているところについては、ほぼ財政調整基金からの繰入れで賄っているとい

うことでよろしいですね。その中で、事業のほうで節のPCR検査の費用助成と抗原定量検査の費用、ここに予算化されていますが、74万と2万3,000円ということなのですが、これ助成ということですから、これから考えられるとすれば、個人で受けた場合には役場のほうに来て、その証明書か何かをいただいて、その助成金をいただくというようなことでやっていくのか。何人ぐらいを見積もっているのか。この辺では、現在PCR検査を個人でやった場合には幾らぐらいかかるのを何割負担ぐらいかと、そのところは算定できているのかどうか。

あと、教育費のほうでGIGAスクールのサポーター報酬というところがあります。ここのところで33万円、GIGAスクールサポーター報酬というのが出ています。補正の第4号のところで、公立学校情報機器教員向け講習業務委託料で26万4,000円かけたわけです。ここのところで26万4,000円かけて、学校の先生方にそういう講習をしたと。これでは間に合わない、タブレット端末をやって、こういうのを予算取ってやらないと、まだそこまで先生方もいっていないから、校内では処理できないので、こういう予算を取ったと、そういうことなのですか。その2点についてお伺いします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症の検査費助成ということで、今回補正させていただきました。内容につきましては、感染症の拡大防止や重症化を防止するため、65歳以上の高齢者、また基礎疾患、糖尿病ですとか高血圧、慢性腎臓病、慢性閉塞性肺疾患、心血管疾患、この基礎疾患がある方につきましては、自費で検査をする場合に助成をするものでございます。

費用額につきましては、PCR検査の場合は2万円助成を予定しておりまして、抗原定量検査の場合は7,500円を上限に助成をいたします。1人1回限りです。人数につきましては、PCR検査を37人、抗原定量検査を3人、計40人を見込んでいます。

これらの広報につきましては、12月の広報で載せさせていただいているほか、こちら1市4町同じ条件で医師会と協力をしてやりましたので、1市4町連名のチラシを医師会の協力で各医療機関に置いてありますので、医療機関でご相談することも可能となっております。一々役場に来なくても、医療機関でその辺の書類が受けられる場所もあります。医師会に入っていないところはないですが。

それと、領収書を持ってきて申請をしていただくという形の償還払いの方法でやらせていただきます。

検査の流れ等については、65歳以上の方と基礎疾患の方、それぞれ異なっておりますので、それは検査費の助成の流れのようなチラシも作成してありますので、そちらを御覧いただいて受けていただくというふうに考えているところでございます。

なお、PCR検査の費用ですが、医師会のほうで検査ができる医療機関ということで、医師会のほうでは皆野病院含めて20だったかな、公開しているのですけれども、町内では倉林医院と南須原医院が検査できます。南須原医院にPCR検査の金額を聞きまして、2万8,000円ということをおっしゃったので、2万円を上限に助成しますので、8,000円は自己負担となるというような形になります。

以上です。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

GIGAスクールサポーターの報酬と8月の補正予算のほうで上げました教員向けの研修のところかど

うなのかというお話だったと思いますが、教員向け研修のほうはタブレットを導入した際に、そのものの使い方などの研修をするということでございます。

今回のGIGAスクールサポーターにつきましては、こちらが、国が学校におけるICT環境の初期対応につきまして技術的な面から、業者ですとかICTに知見を持っているマンパワーというのですか、人的支援をしてもらって業務になりまして、タブレットの納品時における業者対応や購入後の活用に向けた教員の支援をしていくというものです。ですので、内容的には重なる部分はないということになっております。

報酬のほうで、元教員ですとか教育現場が分かる方を雇用したいと考えておりまして、その方と、あと専門的な知識のあるICTの業者のほうへ業務を委託しまして、現場の分かる元教員の方と専門知識を持つ業者さんと、あと教育委員会で協働しながら、タブレットの活用を図っていただこうとする事業でございまして。これは、国のほうもこれを使って活用を進めなさいということですので、国の補助金をもってやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先ほど健康福祉課長に説明していただいたので、分かったのですが、12月の広報に載っていたのですよね。私も見ましたが、あれっ、おかしいな、どの予算だろうなというのがまず。今までその予算なかったから。ここに今載ったということは、後追いになっている、ああ、それかとか分かったからいいのですけれども、早めに周知をしたほうがいいなということで広報に先に載せたということですよね。

あと一点は、多分では若い人というか、この広報になかったところについては該当しないから、自己負担で今のところやりますということよろしいのですか。では、その点について。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

広報の関係なのですが、予算が後追いにはなっているのですが、既存の予算の中で執行するというので、制度自体は11月9日の検査から大丈夫なように4町で合わせてやっています。秩父市だけがその1週間前、11月2日からこの制度をスタートしましたが、11月9日からやっております。この65歳以上の、先ほど言いましたけれども、高齢者ですとか基礎疾患を有する人が重症化しないようにするという国の趣旨のため、補助対象は65歳以上と基礎疾患を有する者となっております。ですから、若い人が受ける場合は自己負担になります。

こちらが想定している方は、1市4町ともそうなのですが、高齢者の介護施設等に入所する方が入所前に検査をするというものが多分想定としては多いと思います。2件ほど問合せが来ておりまして、1件は既に申請がなされているところです。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今のPCR検査の件で、高齢者あるいは糖尿病だとか、そういうのを持っている方ということでもありますけれども、教育委員会にちょっと聞きたいのですけれども、2年生がPCR検査を

したと、そうするとほかの学年の子供たちも心配で、してもらったほうが良いという話も聞くのですけれども、そこのところ計画みたいなものあるでしょうか。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 関口議員の質問にお答えします。

ほかの学年にもPCR検査をしたほうがよかったのではないかと、そういう考えはなかったかというお話だと思うのですが、この検査の対象というものは、保健所のほうで現地で濃厚接触だとか、接触があったかというところを確認しまして、必要性を判断して保健所のほうで決めているものでございます。教育委員会としましてはそれに従って、検査をするという考えはございませんでした。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 関口議員のご質問に、健康福祉課のほうから答えさせていただきます。

PCR検査と、あと抗原検査ですけれども、風邪症状がある方については医療機関かかっていたら、医師が検査をしましょうかということであれば無料でできますので、風邪症状がある、判断がつかないという場合もありますが、かかりつけの医療機関等に相談をしていただいて、医師が検査が必要であると判断した場合は、PCR検査のほうで行政検査として受けられます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案どおり可決されました。



◎議案第78号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第11、議案第78号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第78号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億8,417万3,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第78号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,417万3,000円とするものでございます。

今回の補正の概要でございますが、税制改正等により国保関係のシステム改修を行うため、歳入は繰入金増額、歳出は総務費増額及び基金積立金を減額する内容となっております。

補正予算の内容についてご説明申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、事務費繰入金を7万7,000円増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、新型コロナウイルス及びマイナンバーに関する申請様式の追加等に伴い、国保情報データベースシステムを改修する必要が生じたため、委託料を7万7,000円増額するものでございます。

次の第2項町税費、第1目賦課徴収費は、令和2年度の税制改正に伴い、令和3年1月1日施行分について国民健康保険システムの改修を行うため、委託料を51万5,000円増額するものでございます。

次に、第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、国民健康保険システムの改修に伴い、国民健康保険財政調整基金の積立額を51万5,000円減額しようとするものでございます。

以上で議案第78号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案どおり可決されました。



◎議案第79号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第12、議案第79号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第79号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億3,306万2,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第79号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,306万2,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。款項別の補正額については、御覧のとおりとするものでございます。

内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。歳入につきましては、6、7ページを御覧ください。第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目地域支援事業交付金（総合事業）50万、第3款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第2目地域支援事業支援交付金54万、第4款県支出金、第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（総合事業）25万円、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目地域支援事業繰入金（総合事業）25万円ですが、歳出の第1号通所事業の増額補正に伴い、法定割合分を増額するものでございます。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第6目介護保険事業費補助金46万7,000円ですが、歳出の介護保険システム改修業務委託料の補正に伴い、増額するものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目その他一般会計繰入金46万8,000円ですが、これについても歳出の介護保険システム改修事業委託料の補正に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、8、9ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費93万5,000円は、制度改正に伴い、介護報酬会計等に伴い介護保険システムを改修するための委託料について増額するものでございます。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費200万円は、サービス利用者の増加により不足が見込まれる第1号通所事業費、いわゆるデイサービスの費用を増額するものでございます。

次に、第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金△46万円については、第1号通所事業費の増額により一般財源の保険料相当額に充てるため、基金積立金を減額するものでございます。

以上で議案第79号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案どおり可決されました。



◎議案第80号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第13、議案第80号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第80号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億1,075万4,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第80号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,075万4,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容をご説明申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でご

ございますが、後期高齢者医療システムの改修に伴い、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の事務費繰入金を26万3,000円増額し、第6款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を6万5,000円増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、税制改正に伴い後期高齢者医療システムを改修する必要性が生じたため、委託料を32万8,000円増額するものでございます。

以上で議案第80号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第14、請願第1号 医療ケアを含む障害者福祉行政の充実及び福祉施設設置に関する請願書を議題といたします。

請願の朗読を事務局長にいたさせます。

○議会事務局長（野口 晃君） 朗読いたします。

医療ケアを含む障害者福祉行政の充実及び福祉施設設置に関する請願書

《請願趣旨》

医療ケアを含む障害者及びその家族は、日々の生活や学校卒業後の進路で大変不安な思いで生活してい

ます。

現在、特別支援学校に通学する児童生徒のうち、医療ケアが必要な児童生徒に対する放課後デイサービスの必要性が高まっていますが、秩父郡市内にはいまだ設置されていません。

さらに、特別支援学校卒業生が就労するための作業所等が秩父郡市内には不足しており、特別支援学校卒業生で、医療ケア対応可能な施設も秩父郡市内にはなく設置が必要とされています。

医療ケアを含む障害者及びその家族が安心して生活できるよう、近隣市町村と連携をとりながら、下記事項について、町の福祉行政の充実を強く求めます。

記

- 1 医療ケアを含む障害者福祉行政の充実及び近隣市町村との連携の強化
 - 2 医療的ケアが対応可能な児童生徒の放課後デイサービス受け入れ施設の設置
 - 3 特別支援学校の卒業生が就労するための作業所等を秩父郡市内に増やす
 - 4 医療的ケアが対応可能な卒業生のための受け入れ施設の設置
 - 5 医療的ケアが対応可能障害者を含め、障害者が受けられるサービス提供事業所に対する支援拡充
- 以上のようにお願いいたします。

令和2年11月18日、長瀨町議会議長、野口健二様。

埼玉県秩父郡長瀨町大字井戸780番地21、中畦鉄也。

○議長（野口健二君） 紹介議員、関口雅敬君の趣旨説明を求めます。

〔7番 関口雅敬君登壇〕

○7番（関口雅敬君） まず初めに、この請願の紹介議員となった理由をお話しさせていただきます。

11月中旬頃、医療ケアの必要な障害を持つお子さんの保護者の中畦さんから、お子さんの日々の生活や、学校を卒業した後にどのような進路へ進ませるべきか、大変不安を感じているとの相談を受けました。例えば秩父郡市内に障害を持つ児童生徒のための放課後デイサービスの施設がないことや、特別支援学級の卒業生が就労できる作業所が不足していることです。私は、中畦さんの話を聞き、同情するとともに、秩父郡市の1市4町が共同してこれら医療ケアを必要とする障害を持つ人や、その家族が住みやすいと思えるような地域にしなければならないと思い、紹介議員となりました。

この請願書には、長瀨町が近隣の1市4町と協力して達成を求める5つの項目が挙げられております。ぜひこれらの事項の必要性を本議会で理解し、採択していただくとともに、長瀨町にも前向きに検討していただきたいと思い、紹介議員としての趣旨説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 長瀨では、せんだって五区のところいきいき館という施設を町費で建設したというようなことで、あそこにB型支援の施設があるというふうなことで、ほかの町村から比べると、公費であんなような建物を造って取り組んでいるというふうなことで、多分ほかの市町村ではないのではないかと、秩父市に放課後デイサービスをやっているところがあるやも前は聞いたのですけれども、そういうことでいきいき館があるということは、かなり進んでいると。ただ、利用がなかなか高まっていないというのが現実なので、そんなふうな対応も含めて、これをもっと拡充できるようなことに進められればいいかなと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） これは質問ですか。

○5番（村田徹也君） はい。

○議長（野口健二君） これは関口議員に対しての質問ですか。

○5番（村田徹也君） はい、そうです。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の質問に答えさせていただきますけれども、私には執行権がありませんので、一応私の知る限りで答弁をさせていただきます。

この請願は、医療ケアを主としていますので、いきいき館のそういうデイサービスの施設とは違い、特に医療ケアの整った施設を造ってほしいという請願を私は紹介議員になりましたので、そのことをご理解いただいて、また審議のほうをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今説明を受けて、大変大事なことだというふうに思わせていただいたのですが、幾つか質問をさせていただきます。

秩父郡市内にこのような施設がないというのは承知はしているのですが、埼玉県内にはどのくらいあるのでしょうか。また、この医療ケアを必要としている子供さんといいますが、児童生徒はどのくらいいるのか、秩父郡市内に。その人数が分かったら教えてもらいたいということ。

それから、この請願が近隣市町に対しての連携を取りながらと言われておりますけれども、町長が例えばこれを受けて近隣市町に話しかけたところで、うちのほうにはこういう出てきてはいないよというふうなことでは、前進するものもしにくいと思いますので、こういう請願はほかの市町にも影響することですので、そういう市町に対して請願書も提出する必要があるのではないかなというふうに思うわけです。そうすると、実現性も高まるのではないかなというふうに思わせていただきますので、そのことについて質問いたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 新井議員の質問にお答えをさせていただきます。

埼玉県の総数と言われても、この場で私を知る限りではありませんので、今秩父の1市4町で、秩父市、小鹿野、横瀬、多分皆野もこの12月議会に一齐にこの請願が出ているはずですが、ですから、私もほかの市町におんぶするのではなく、長瀬町の議員として長瀬町議会に働きかけるということで紹介議員になりました。

また細かいことについては、後日でも今の人数の件お答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第2項の規定によって、総務教育常任委員会への付託を省略したいと思いますが、これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については総務教育常任委員会への付託を省略することに決定しました。

これより本請願に対する討論を行います。討論はありますか。

まず、討論に対する反対討論はないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号 医療ケアを含む障害者福祉行政の充実及び福祉施設設置に関する請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第15、発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を議題といたします。

発議の内容等について、提案者、板谷定美君の説明を求めます。

1番、板谷定美君。

〔1番 板谷定美君登壇〕

○1番（板谷定美君） ただいま議長よりご指名をいただきましたので、上程されました発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出者として内容を説明申し上げます。

この意見書については、長瀬町議会会議規則第14条の規定により、別添のとおり本議会に提出するものであります。

提案理由は、異常な気候変動の影響を受け多発している災害に対して、国では国土強靱化基本計画を改定するとともに、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んでおりますが、その期限が令和3年3月末までとなっております。しかし、現状では過去の最大を超える暴雨による河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂災害等により、多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない状況です。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興につながるよう、防災・減災、国土強靱化は、より一層十分な予算の安定的かつ継続的に確保する必要がありますので、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を関係機関に送付するものでございます。

なお、詳細につきましては、意見書の原文を朗読することで説明に代えさせていただきます。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各国各地でその甚大な被害を被っている。

我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、

国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命を奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興につながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月10日、長瀬町議会。

意見書の送付先、大島衆議院議長、山東参議院議長、菅内閣総理大臣、麻生財務大臣、武田総務大臣、赤羽国土交通大臣、加藤内閣官房長官、小此木国土強靱化担当大臣、武田防災担当大臣。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、総務教育常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これについて異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については総務教育常任委員会への付託を省略することに決定しました。

これより本案に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

◇

◎議員派遣の件

○議長（野口健二君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり、派遣することに可決されました。

◇

◎議会運営委員会及び経済観光常任委員会、総務教育常任委員会の閉会中の
継続調査の件

○議長（野口健二君） 日程第17、議会運営委員会及び経済観光常任委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎字句の整理

○議長（野口健二君） ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當である、あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

◎閉会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

会議日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 閉会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例の一部改正案など9件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、成人式典を年明けの1月10日曜日に、例年とは会場を変更しまして、中央公民館を会場に開催いたします。今回は、新型コロナウイルスへの感染対策を講じ、祝賀会は行わず、式典のみの開催となります。感染拡大の影響を受けず、予定どおり開催できることを願っているところでございます。また、長瀬町で成人を迎える対象の皆さんは63名でございます。議員の皆様には、ご出席の上、成人者の新しい門出を祝福していただきたいと思います。

終わりに、今定例会及び今年1年の議員の皆様のご協力に対し、心よりお礼を申し上げますとともに、今年も余すところ3週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野口健二君） これをもちまして、令和2年第6回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月2日

議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 板 谷 定 美

署 名 議 員 井 上 悟 史

署 名 議 員 野 原 隆 男